

熊本県地域防災計画修正 新旧対照表

令和3年5月31日現在

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P																																																		
第1章 総則		第1章 総則																																																				
第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱		第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱																																																				
2. 処理すべき事務又は業務		2. 処理すべき事務又は業務																																																				
(略)		(略)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="3">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定公共機関・指定地方公共機関</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、<u>（新規）</u>）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>電力供給機関（九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>（新規）</u></td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	事 務 又 は 業 務			指定公共機関・指定地方公共機関	(略)			日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、 <u>（新規）</u> ）	(略)	(略)	(略)			電力供給機関（九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社）	(略)	(略)	(略)				<u>（新規）</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="3">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定公共機関・指定地方公共機関</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、<u>株式会社エフエム熊本</u>）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>電力供給機関（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>熊本国際空港株式会社</u></td> <td><u>1. 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助</u> <u>2. 飛行場及び空港施設の防災対策</u> <u>3. 災害復旧支援機能の整備</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	事 務 又 は 業 務			指定公共機関・指定地方公共機関	(略)			日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、 <u>株式会社エフエム熊本</u> ）	(略)	(略)	(略)			電力供給機関（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）	(略)	(略)	(略)				<u>熊本国際空港株式会社</u>	<u>1. 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助</u> <u>2. 飛行場及び空港施設の防災対策</u> <u>3. 災害復旧支援機能の整備</u>			6
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																																					
指定公共機関・指定地方公共機関	(略)																																																					
	日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、 <u>（新規）</u> ）	(略)	(略)																																																			
	(略)																																																					
	電力供給機関（九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社）	(略)	(略)																																																			
(略)																																																						
<u>（新規）</u>																																																						
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																																					
指定公共機関・指定地方公共機関	(略)																																																					
	日本放送協会及び放送報道関係（NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、 <u>株式会社エフエム熊本</u> ）	(略)	(略)																																																			
	(略)																																																					
	電力供給機関（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）	(略)	(略)																																																			
(略)																																																						
<u>熊本国際空港株式会社</u>	<u>1. 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助</u> <u>2. 飛行場及び空港施設の防災対策</u> <u>3. 災害復旧支援機能の整備</u>																																																					
第4節 熊本県の災害要因と被害状況		第4節 熊本県の災害要因と被害状況																																																				
1. 災害要因		1. 災害要因																																																				
(略)		(略)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>30年以内に地震が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑川断層帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>ほぼ0.04%～0.09%以下</td> </tr> <tr> <td>万年山一崩平山断層帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0.003%以下</td> </tr> </tbody> </table>		活断層名	(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率	緑川断層帯	(略)	(略)	ほぼ0.04%～0.09%以下	万年山一崩平山断層帯	(略)	(略)	0.003%以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>30年以内に地震が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑川断層帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0.04%～0.09%以下</td> </tr> <tr> <td>万年山一崩平山断層帯</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>0.004%以下</u></td> </tr> </tbody> </table>		活断層名	(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率	緑川断層帯	(略)	(略)	0.04%～0.09%以下	万年山一崩平山断層帯	(略)	(略)	<u>0.004%以下</u>	7																										
活断層名	(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率																																																			
緑川断層帯	(略)	(略)	ほぼ0.04%～0.09%以下																																																			
万年山一崩平山断層帯	(略)	(略)	0.003%以下																																																			
活断層名	(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率																																																			
緑川断層帯	(略)	(略)	0.04%～0.09%以下																																																			
万年山一崩平山断層帯	(略)	(略)	<u>0.004%以下</u>																																																			
[出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2018年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]		[出典： <u>長期評価による地震発生確率値の更新について（令和3年1月13日）</u> （地震調査研究推進本部地震調査委員会）]																																																				
2. 被害状況		2. 被害状況																																																				
(略)		(略)		10																																																		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>平成に入っても、平成2年に阿蘇地方を中心に豪雨災害で死者17名、平成11年には宇城市不知火町などで台風18号による高潮災害等により死者16名、平成15年の県南集中豪雨災害においては、水俣・芦北地方を中心に、土石流により死者19名の人的被害等の被害が発生したほか、平成24年には、阿蘇地方を中心に土砂災害等により死者23名、行方不明者2名を出す被害が発生した。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野―白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者272人、重軽傷者2,738人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。(令和2年4月13日時点)</p>	<p>平成に入っても、平成2年に阿蘇地方を中心に豪雨災害で死者17名、平成11年には宇城市不知火町などで台風18号による高潮災害等により死者16名、平成15年の県南集中豪雨災害においては、水俣・芦北地方を中心に、土石流により死者19名の人的被害等の被害が発生したほか、平成24年には、阿蘇地方を中心に土砂災害等により死者23名、行方不明者2名を出す被害が発生した。</p> <p><u>また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和3年4月28日時点)</u></p> <p>(略)</p> <p>また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野―白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。(令和3年4月13日時点)</p>	<p>P</p> <p>11</p> <p>11</p>
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港</p> <p>(4) 港湾</p> <p>(略)</p> <p>さらに、本県の港湾は、軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、(追加)必要に応じて対策を進めるものとする。</p> <p>3. 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 管きよ</p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港</p> <p>(4) 港湾</p> <p>(略)</p> <p>さらに、本県の港湾は、軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、<u>過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するなど、必要に応じて対策を進めるものとする。</u></p> <p>3. 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 管きよ</p>	<p>14</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、<u>適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。</u>また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。</p> <p>イ 処理場、ポンプ場</p> <p><u>基本的な考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 既存施設の耐震診断と補強</p> <p><u>既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。</u></p> <p>(4) 災害時における体制整備</p> <p>(略)</p> <p>5. 社会福祉施設</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>9. ライフライン関係施設(県知事公室、県土木部、指定公共機関)</p> <p>県は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。</p> <p>イ 処理場、ポンプ場</p> <p><u>既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 災害時における体制整備</p> <p>(略)</p> <p>5. 社会福祉施設</p> <p><u>(6) 施設における事業継続計画(BCP)の策定を推進すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>9. ライフライン機能確保(県知事公室、<u>県農林水産部、県土木部、市町村、指定公共機関</u>)</p> <p>県は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。</p> <p><u>また、県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
(新規)	11. <u>災害応急対策の担い手の育成</u> <u>県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u>	18
第3節 水害・土砂災害予防(県知事公室、 <u>県商工観光労働部</u> 、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局)	第3節 <u>風水害</u> ・土砂災害予防(県知事公室、 <u>県商工労働部</u> 、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局)	21
2. 土砂災害対策(九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、 <u>県商工観光労働部</u> 、県農林水産部、県土木部、市町村)	2. 土砂災害対策(九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、 <u>県商工労働部</u> 、県農林水産部、県土木部、市町村)	22
(1) 土石流対策(九州地方整備局、県土木部、市町村) (略)	(1) 土石流対策(九州地方整備局、県土木部、市町村) (略)	
平成24年7月12日の熊本広域大水害では、土砂災害等により、 <u>23名の死者を出す甚大な被害となった。</u>	平成24年7月 <u>の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨では、土砂災害等により甚大な被害が発生した。</u>	22
県においては、土石流危険溪流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、 <u>1,917</u> 箇所、 <u>11,899ha</u> を砂防指定地に指定している(令和元年12月31日現在)。 (略)	県においては、土石流危険溪流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、 <u>1,929</u> 箇所、 <u>11,917ha</u> を砂防指定地に指定している(令和 <u>2</u> 年12月31日現在)。 (略)	
(2) 地すべり防止対策	(2) 地すべり防止対策	
イ 砂防地すべり対策	イ 砂防地すべり対策	
砂防地すべり(山地、農地を除く)については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha(再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む)に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、 <u>1,562ha</u> (令和元年12月31日現在)である。	砂防地すべり(山地、農地を除く)については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha(再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む)に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、 <u>1,566ha</u> (令和 <u>2</u> 年12月31日現在)である。	23
地すべり防止区域91地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。 (略)	地すべり防止区域91地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。 (略)	
(3) 山崩れ等防止対策(県農林水産部、 <u>県商工観光労働部</u>) (略)	(3) 山崩れ等防止対策(県農林水産部、 <u>県商工労働部</u>) (略)	24

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ウ 炭鉱のぼた山崩壊対策(県商工観光労働部、市町村) (略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策 (略)</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(令和元年12月31日現在1,034箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 住民の早期避難対策(予防的避難の推進) (略)</p>	<p>ウ 炭鉱のぼた山崩壊対策(県商工労働部、市町村) (略)</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策 (略)</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(令和2年12月31日現在1,037箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 住民の早期避難対策(予防的避難の推進) (略)</p>	<p>25</p> <p>25</p>
<p>また、平成25年には伊豆大島(東京都大島町)で、台風第26号における記録的な集中豪雨により、三原山噴火で斜面に堆積した火山灰などの表層部が一気に崩れ落ち、甚大な人的被害をもたらされたが、伊豆大島の災害における火山灰層崩落の構造は、阿蘇地域の土石流災害と同様のメカニズムであると専門家から指摘されている。</p>	<p>(削除)</p>	<p>26</p>
<p>これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」の考えである。</p> <p>県は、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む市町村への支援等を通じて「予防的避難」の取り組みを県内に広め、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。</p> <p>市町村及び県は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の危険発生箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努</p>	<p>このため、本県では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む市町村への支援等を通じて「予防的避難」の取り組みを進めてきた。</p> <p>令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について市町村や自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。</p> <p>市町村及び県は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ(最大規模の洪水(L2)に対応したもの)、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発</p>	<p>27</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(9) 土砂災害危険住宅移転対策 (県土木部)</p> <p>近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成24年7月の熊本広域大水害や平成26年8月の広島豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。</p> <p>(略)</p> <p>3. 治水対策</p> <p>(1) 本県河川の概要</p> <p>(略)</p> <p>これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業を実施している。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>(略)</p>	<p><u>を行うものとする。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村及び県は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 土砂災害危険住宅移転対策 (県土木部)</p> <p>近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。</p> <p>(略)</p> <p>3. 治水対策</p> <p>(1) 本県河川の概要</p> <p>(略)</p> <p>これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業を実施している。</p> <p><u>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要がある。このため、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。</u></p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>(略)</p>	<p>P</p> <p>27</p> <p>27</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>また、平成24年7月の熊本広域大水害により県内各地で甚大な被害が発生したため、<u>白川水系の河川激甚災害対策特別緊急事業</u>をはじめ、災害の改良復旧を図る災害関連事業等を実施している。</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p>	<p>また、<u>令和2年7月豪雨により</u>県内各地で甚大な被害が発生したため、<u>佐敷川水系の災害復旧助成事業</u>をはじめ、災害の改良復旧を図る災害関連事業等を実施している。</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p>	28
<p>(略)</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた<u>全ての</u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p>	29
<p>第6節 文化財災害予防</p> <p>1. 文化財の災害予防対策</p> <p>現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは火災によるものである。特に有形文化財にあっては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。これは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることから明らかである。その他風水害や地震による被害も多い。</p> <p>(1) <u>講習会の開催等</u></p> <p><u>次により防災思想の普及を図る。なお、防災施設については補助制度の対象としている。</u></p>	<p>第6節 文化財災害予防</p> <p>1. 文化財の災害予防対策</p> <p>(削除)</p>	39
<p>ア <u>文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。</u></p> <p>イ <u>市町村教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。</u></p> <p>ウ <u>所有者に対し、保存の方法について指導する。</u></p> <p>(2) 防火対策</p> <p><u>文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づ</u></p>	<p>(1) <u>防災意識の向上への取組み</u></p> <p><u>災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。</u></p> <p><u>ア 県は、各種研修会の開催等を通じて、市町村文化財保護担当部局及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供する。</u></p> <p><u>イ 市町村は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>平時における災害への備え</u></p> <p><u>災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>き、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。</u></p> <p>ア <u>防火管理の体制を確立する。</u> <u>管理団体である市町村において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。</u></p> <p>イ <u>環境の整理整とんを図る。</u> <u>防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整とんを実施する。</u></p> <p>ウ <u>火気の使用を制限する。</u> <u>火気の使用は、市町村火災予防条例により規制する。</u></p> <p>エ <u>火災危険の早期発見と改善策を図る。</u> <u>火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。</u> <u>(ア) 消火設備</u></p>	<p><u>応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。</u></p> <p>ア <u>文化財の所在及び所有者の把握</u> <u>県では文化財の所在把握のため、文化財類型毎に属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。また、過去に実施した悉皆調査については、市町村からの情報や文化財保護指導委員の協力を得て情報の更新を行うとともに、情報共有のためのデータベース作成に取り組んでいく。</u></p> <p>イ <u>記録の作成</u> <u>災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。県では災害時に即応できるよう、悉皆調査と併せてそれらの情報のデータベース化を進めていき、市町村からの情報をもとに随時更新する。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。</u></p> <p>ウ <u>災害のリスクの把握と周知</u> <u>災害に備え、所有者等や文化財保護行政担当部局は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、県は市町村とともに、国、県及び市町村が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。</u></p> <p>エ <u>日常的な防災対策の促進</u> <u>文化財の日常的な防災対策については、文化財の種類や災害の種別毎に文化庁からのガイドラインが出されている。県は市町村と連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支</u></p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	P
	(略)		
	(イ) 警報設備	<u>援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。</u>	
	(ウ) その他の設備		
	(略)		
	(新規)	<u>オ 災害が想定される際の事前対策の働きかけ</u>	
		<u>火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、市町村を通じて所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。</u>	
	(新規)	<u>カ 災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理</u>	
		<u>災害発生時には、被災市町村は避難所運営等の業務で被災文化財の保護等に取り組むことができない場合が多い。また、被災文化財の保護には保存修理の専門的な知識が必要になるため、被災した市町村、県、他市町村、文化財防災センター、熊本被災史料レスキューネットワーク等の県内外の関係機関、大学、他県の自治体等との連携が必要になる。そのため、県では災害発生時に被災市町村が関係機関等の支援を受け速やかな災害対応が行えるように、これらの機関等との連絡体制と、災害発生時における支援要請の手順についてあらかじめ整理しておく。</u>	
	(新規)	<u>(3) 防火設備の整備</u>	
		<u>消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。県及び市町村は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。</u>	
		<u>ア 消火設備 (①…すべての重要文化財に設置。②～⑩…条件に応じて設置。)</u>	
		<u>①消火器及び簡易消火用具、②屋内消火栓設備、③スプリンクラー</u>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>2. 出土品・記録類の保管のあり方 <u>貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、県教育委員会所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。</u> <u>なお、同様の観点から、適切に保管・管理するよう、市町村教育委員会への指導に努める。</u></p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (略)</p> <p>(ウ) 地域気象観測所 <u>県内14か所に有線ロボット気象計を設置し、四要素（風向・風速、気温、降水量、日照時間）の自動観測・自動通報を行う。</u> <u>また、益城（熊本航空気象観測所）において、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</u> (略)</p> <p>第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (略) (新規)</p>	<p>設備、④水噴霧消火設備、⑤泡消火設備、⑥不活性ガス消火設備、⑦ハロゲン化物消火設備、⑧粉末消火設備、⑨屋外消火栓設備、⑩動力消防ポンプ設備 <u>イ 警報設備（①…すべての重要文化財に設置。②～⑤…条件に応じて設置。）</u> <u>①自動火災報知設備（すべての重要文化財建造物に必ず設置）、②漏電火災警報設備、③消防機関へ通報する火災報知設備、⑤非常警報設備</u></p> <p>2. 出土文化財・調査記録類の適切な保管 <u>出土文化財・記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行う。</u> <u>なお、同様の観点から、保管施設の立地を確認し、保管方法を見直すことにより、出土文化財・調査記録類を適切に保管するよう、市町村等に促す。</u></p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (略)</p> <p>(ウ) 地域気象観測所 県内14か所に有線ロボット気象計を設置、益城（熊本航空気象観測所）に<u>航空気象観測装置を設置し、三要素（風向・風速、気温、降水量）の自動観測・自動通報を行う。</u> (略)</p> <p>第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (略)</p>	<p>P</p> <p>40</p> <p>41</p>
	<p><u>(2) 地域別広域防災活動拠点</u> <u>ア 災害想定規模：広域の市町村に及ぶ大規模な災害</u> <u>イ 応援の規模：県外からの応援</u> <u>ウ 役割：各広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点</u></p>	<p>44</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P						
<p>(2) 九州域内の防災活動拠点 (案)</p> <p>(3) その他の防災活動拠点 (案)</p> <p>(4) 防災活動拠点への設備整備 (案)</p> <p>第9節 防災知識普及</p> <p>2. 県及び市町村職員に対する防災教育</p> <p>(1) 教育の内容 (略)</p> <p>エ 過去の主な被害事例</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 普及の内容 (略)</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要 (略) (新規)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略) (新規)</p> <p>(ク) (略)</p>	<p><u>エ 拠点数：県内に数箇所程度（一つの地域が集中的に被災する場合に備え、地域間や地域内のバランスを考慮することとする。）</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 379 2000 496"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象地区</th> <th>施設名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県南広域 防災活動拠点</td> <td>県南広域 本部管内</td> <td>道の駅「たのうら」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 九州域内の防災活動拠点 (案)</p> <p>(4) その他の防災活動拠点 (案)</p> <p>(5) 防災活動拠点への設備整備 (案)</p> <p>第9節 防災知識普及</p> <p>2. 県及び市町村職員に対する防災教育</p> <p>(1) 教育の内容 (略)</p> <p>エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 普及の内容 (略)</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要 (略)</p> <p><u>(エ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) (略)</p> <p><u>(ケ) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(コ) (略)</p>	名称	対象地区	施設名等	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」	<p></p> <p>44</p> <p>44</p> <p>44</p> <p></p> <p>45</p> <p></p> <p>46</p> <p>46</p>
名称	対象地区	施設名等						
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」						

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
(ケ) (略)	<u>(サ)</u> (略)	
<u>(コ)</u> (略)	<u>(シ)</u> (略)	
<u>(サ)</u> (略)	<u>(ス)</u> (略)	
<u>(シ)</u> (略)	<u>(セ)</u> (略)	
<u>(ス)</u> (略)	<u>(ソ)</u> (略)	
(新規)	<u>(タ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について</u>	47
(セ) (略)	<u>(チ)</u> (略)	
<u>(ソ)</u> (略)	<u>(ツ)</u> (略)	
<u>(タ)</u> (略)	<u>(テ)</u> (略)	
<u>(チ)</u> (略)	<u>(ト)</u> (略)	
<u>(ツ)</u> (略)	<u>(ナ)</u> (略)	
<u>(テ)</u> (略)	<u>(ニ)</u> (略)	
(略)	(略)	
(2) 普及の方法	(2) 普及の方法	
ウ 防災訓練における普及	ウ 防災訓練等における普及	
講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取り組みを継続的に実施する。	講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、 <u>住民参加型の訓練の実施等</u> 、体験による知識の普及及び技術の向上への取り組みを継続的に実施する。	47
(略)	(略)	
6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工観光労働部</u> 、関係機関）	6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工労働部</u> 、 <u>県観光戦略部</u> 、関係機関）	49
第10節 地域防災力強化	第10節 地域防災力強化	
(略)	(略)	
また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーの育成を図るものとする。	また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、 <u>大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして</u> 県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実	52

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>1. 自助</p> <p>(1) 平時の取組</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 事前の確認</p> <p style="padding-left: 60px;">(新規)</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 事前の備え</p> <p style="padding-left: 60px;">・地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 60px;">(新規)</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p>2. 共助</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 平時の活動</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 防災に関する知識の普及</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 地域一体となった防災訓練（市町村等と連携した訓練等）の実施</p> <p style="padding-left: 60px;">・避難勧告等の地域への情報伝達訓練</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p>第11節 自主防災組織等育成</p> <p>1. 自主防災組織の方針</p>	<p>施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、<u>率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」</u>の育成を図るものとする。</p> <p>1. 自助</p> <p>(1) 平時の取組</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 事前の確認</p> <p style="padding-left: 60px;">・命を守る「<u>マイタイムライン</u>」の作成</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 事前の備え</p> <p style="padding-left: 60px;">・地震保険など自然災害に備えた<u>適切な保険や共済</u>への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 60px;">・<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p>2. 共助</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 平時の活動</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 防災に関する知識の普及</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 地域一体となった防災訓練（市町村等と連携した訓練等）の実施</p> <p style="padding-left: 60px;">・<u>避難指示等</u>の地域への情報伝達訓練</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ 地域内における<u>避難指示等</u>の情報伝達</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p> <p>第11節 自主防災組織等育成</p> <p>1. 自主防災組織の方針</p>	<p>P</p> <p>52</p> <p>52</p> <p>52</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>53</p>

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	P
<p>(2) (略)</p> <p>また、市町村は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。</p> <p>2. 地域住民等の自主防災組織 (略)</p> <p>(4) 主な活動内容</p> <p>ア 平時の活動</p> <p>(ア) 防災に関する知識の普及</p> <p>(イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市町村や関係団体と連携した訓練等）</p> <p>・<u>避難勧告等</u>の地域への情報伝達訓練 (略)</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>(ア) 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達</p> <p>(イ) 出火防止、初期消火の実施</p> <p>(ウ) 地域内における<u>避難勧告・指示等</u>の情報伝達 (略)</p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工観光労働部</u>、(略)）</p> <p>1. 基本方針 (略)</p> <p>(4) 県は、<u>毎年度当初に災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>また、市町村は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、<u>地区防災計画の作成推進</u>や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。</p> <p>2. 地域住民等の自主防災組織 (略)</p> <p>(4) 主な活動内容</p> <p>ア 平時の活動</p> <p>(ア) 防災に関する知識の普及</p> <p>(イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市町村や関係団体と連携した訓練等）</p> <p>・<u>避難指示等</u>の地域への情報伝達訓練 (略)</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>(ア) 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達</p> <p>(イ) 出火防止、初期消火の実施</p> <p>(ウ) 地域内における<u>避難指示等</u>の情報伝達 (略)</p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工労働部</u>、(略)）</p> <p>1. 基本方針 (略)</p> <p>(4) 県<u>及び市町村</u>は、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>63</p> <p>63</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
(新規)	<u>(7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u>	63
(新規)	<u>(8) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	63
(7)	(略)	63
(新規)	<u>(10) 災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u>	63
4. 燃料備蓄 (県知事公室、関係機関)	4. <u>燃料備蓄及び停電対策 (県知事公室、県農林水産部、県土木部、関係機関)</u>	66
(略)	(略)	
(新規)	<u>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u>	
(略)	(略)	
6. 物資の管理・輸送等 (県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 <u>県商工</u>	6. 物資の管理・輸送等 (県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 <u>県商工</u>	66
<u>観光労働部</u> 、(略))	<u>労働部</u> 、(略))	
(略)	(略)	
第14節 避難収容	第14節 避難収容	
1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定	1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定	
(1) 緊急避難場所及び避難所	(1) 緊急避難場所及び避難所	
(略)	(略)	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略)</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>また、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>さらに、指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 避難路(県土木部、市町村) ア 避難路の整備計画(県土木部、市町村)</p>	<p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略)</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。<u>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p><u>さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 避難路(県土木部、市町村、<u>国土交通省</u>) ア 避難路の整備計画(県土木部、市町村、<u>国土交通省</u>)</p>	<p>P</p> <p>67</p> <p>68</p> <p>68</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識灯の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅についても、その機能強化に向けた整備に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の環境整備等</p> <p>市町村は指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備に努めるとともに、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、<u>要配慮者に配慮した備品等の被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。</u></p> <p>さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>避難勧告等の発令の判断基準の整理</u></p> <p>市町村は、<u>避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を総称する）</u>を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。</p> <p>そのため、<u>避難勧告等</u>の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して<u>避難勧告等</u>を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（平成29年1月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇</p>	<p>国、県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識灯の整備に努めるものとする。</p> <p>また、<u>国及び県は、市町村と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の環境整備等</p> <p>市町村は指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備<u>や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大</u>に努める。<u>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>避難指示等</u>の発令の判断基準の整理</p> <p>市町村は、<u>避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）</u>を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。</p> <p>そのため、<u>避難指示等</u>の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して<u>避難指示等</u>を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇</p>	<p>P</p> <p>68</p> <p>68</p> <p>69</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>踏なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。<u>なお、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、特に球磨川流域の市町村においては、国の助言を受け、「球磨川水害タイムライン」の不断の見直しに取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p>	P
<p>なお、県は、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助言を行うものとする。</p> <p>また、市町村は、<u>避難勧告又は指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>なお、県は、<u>避難指示等</u>の発令基準の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助言を行うものとする。</p> <p>また、市町村は、<u>避難指示又は緊急安全確保を発令する</u>際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	69
<p>3. 避難誘導の事前措置</p> <p>(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>3. 避難誘導の事前措置</p> <p>(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備</p> <p>市町村は、<u>避難指示等</u>の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。</p> <p>(略)</p>	69
<p>(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>ア 市町村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路</p> <p>(ウ) <u>避難の勧告又は指示の伝達方法</u></p>	<p><u>(2) 情報伝達手段の整備</u></p> <p><u>県、市町村は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。</u></p>	69
<p>(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>ア 市町村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路</p> <p>(ウ) <u>避難の勧告又は指示の伝達方法</u></p>	<p><u>(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底</u></p> <p>ア 市町村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路</p> <p>(ウ) <u>避難指示等</u>の伝達方法</p>	70

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	P
	(略)	(略)	
	(新設)	<u>イ 県及び市町村は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。</u>	70
	(略)	<u>ウ (略)</u>	
	<u>イ</u> (略)	<u>ウ</u> (略)	
	(3) 広域避難及び被災者の運送	<u>(4) 広域避難及び被災者の運送</u>	70
	<p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める<u>とともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。</u></p> <p><u>また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p>	
	(新規)		
	(4) (略)	<u>(5) (略)</u>	70
	(5) (略)	<u>(6) (略)</u>	71
	(6) (略)	<u>(7) (略)</u>	71
	4. 速やかな避難所開設のための体制構築	4. 速やかな避難所開設のための体制構築	
	<p>市町村は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、<u>避難勧告等</u>発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。</p>	<p>市町村は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、<u>避難指示等</u>発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。</p>	71
	(略)	(略)	
	5. 避難所運営マニュアルの作成等	5. 避難所運営マニュアルの作成等	
	(略)	(略)	
	(新規)	<u>6. 避難所における男女共同参画の推進</u>	71
		<p>県及び市町村は、<u>男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
6. 避難所におけるボランティア等の受入れ (略)	7. 避難所におけるボランティア等の受入れ (略)	72
7. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 (略) (新規)	8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 (略)	72
	9. 避難の受入れ <u>市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u>	72
8. 応急仮設住宅建設予定場所の選定 (略)	10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定 (略)	72
9. 帰宅困難者対策 (略)	11. 帰宅困難者対策 (略)	72
10. 孤立化地域対策 (略)	12. 孤立化地域対策 (略)	73
11. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 (略)	13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 (略)	73
12. 施設の災害予防対策の推進 (略) (新規)	14. 施設の災害予防対策の推進 (略)	73
	15. <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について（県健康福祉部、市町村）</u> <u>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u>	74

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり (略)</p> <p>イ 関係機関等の役割分担 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー等)の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者の<u>避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定 (略)</p> <p>また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等)を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、<u>一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画(個別計画)の策定に努め、県は策定支援を行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>なお、避難支援計画は、市町村の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個人計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府策定)」を参考とするものとする。</p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (略)</p> <p>(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり (略)</p> <p>イ 関係機関等の役割分担 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー等)の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者<u>に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定 (略)</p> <p>また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等)を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、<u>防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は実効性の高い個別避難計画の策定や訓練実施を支援するものとする。</u></p>	<p></p> <p>76</p> <p>78</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い 消防本部、消防団、警察、自主防災組織、<u>避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、市町村は、避難行動要支援者名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市町村内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。 なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。 (新規)</p>	<p>なお、<u>個別避難計画</u>は、市町村の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個人計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（<u>令和3年5月</u>内閣府策定）」を参考とするものとする。 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い <u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市町村内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。 なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。 <u>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。</u></p>	<p>P</p> <p>78</p>
<p>第16節 医療保健 大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、<u>被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。</u>このため、平時から県、市町村及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。</p>	<p>第16節 医療保健 大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、<u>これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。</u>このため、平時から県、市町村及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の</p>	<p>80</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>1. 医療施設の安全性の確保 (略) (新規)</p> <p>2. 災害時における医療救護体制の整備 (1) 体制整備の基本的考え方 (略) ウ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療施設等の登録を促進するとともに、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。 (新規)</p> <p>3. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保 (略)</p> <p>4. 災害時における医療ボランティアとの連携 (略)</p> <p>5. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p>	<p>医療保健体制の充実を図る。</p> <p>1. 医療施設の安全性の確保 (略)</p> <p><u>2. 医療施設等における非常用電源等の確保</u> <u>(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備 (1) 体制整備の基本的考え方 (略) ウ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への医療施設等の登録を促進するとともに、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。 <u>併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「熊本県地域医療等情報ネットワーク」への医療機関等の加入を促進するものとする。</u></p> <p>4. 災害時における救急患者等の搬送体制の確保 (略)</p> <p>5. 災害時における医療ボランティアとの連携 (略)</p> <p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p>	<p>P</p> <p>80</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>82</p> <p>83</p> <p>83</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																																								
(略)	(略)																																									
<u>6.</u> 災害時における後方支援体制の確保 (略)	<u>7.</u> 災害時における後方支援体制の確保 (略)	84																																								
<u>7.</u> 防疫体制の整備 (略)	<u>8.</u> 防疫体制の整備 (略)	84																																								
<u>8.</u> 個別疾患等に対する医療の確保 (略)	<u>9.</u> 個別疾患等に対する医療の確保 (略)	85																																								
<u>9.</u> 職員の安全確保 (略)	<u>10.</u> 職員の安全確保 (略)	85																																								
第17節 災害ボランティア 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2) 体制整備 [参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。 (令和 <u>元</u> 年12月31日現在)	第17節 災害ボランティア 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2) 体制整備 [参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。 (令和 <u>2</u> 年12月31日現在)	88																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</th> <th>砂防ボランティア登録制度</th> <th>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td><u>1,474</u>人</td> <td><u>164</u>人</td> <td><u>252</u>人</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td><u>隔年</u>で講習会と実地訓練を<u>交互</u>に実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)				登録者数	<u>1,474</u> 人	<u>164</u> 人	<u>252</u> 人	研修の内容	<u>隔年</u> で講習会と実地訓練を <u>交互</u> に実施	(略)	(略)	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</th> <th>砂防ボランティア登録制度</th> <th>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td><u>1,600</u>人</td> <td><u>161</u>人</td> <td><u>943</u>人</td> </tr> <tr> <td>研修の内容</td> <td><u>随時</u>講習会及び実地訓練を実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)				登録者数	<u>1,600</u> 人	<u>161</u> 人	<u>943</u> 人	研修の内容	<u>随時</u> 講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)	(略)				
	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																							
(略)																																										
登録者数	<u>1,474</u> 人	<u>164</u> 人	<u>252</u> 人																																							
研修の内容	<u>隔年</u> で講習会と実地訓練を <u>交互</u> に実施	(略)	(略)																																							
(略)																																										
	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																							
(略)																																										
登録者数	<u>1,600</u> 人	<u>161</u> 人	<u>943</u> 人																																							
研修の内容	<u>随時</u> 講習会及び実地訓練を実施	(略)	(略)																																							
(略)																																										
第20節 受援計画 (新規) (略)	第20節 受援計画 <u>1. 受援計画の策定</u> (略)	91																																								
受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項((4)は県のみ策定)について定めておくものとする。 平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築	<u>なお</u> 、受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項((4)は県のみ策定)について定めておくものとする。 (削除)	91																																								

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。</p>		
<p>(2) 人的支援</p>	<p>(2) 人的支援</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新規)</p>	<p><u>イ 受援体制の整備</u></p>	91
<p><u>イ 応援職員の活動環境の確保</u></p>	<p><u>庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定</u></p>	
<p>応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃</p>	<p><u>ウ 応援職員の活動環境の確保</u></p>	
<p>料)、水・食料、宿泊場所の確保</p>	<p>応援職員の活動に必要な<u>執務スペース</u>や資機材（通信・OA機器、交</p>	91
<p>(略)</p>	<p>通手段、燃料)、水・食料、宿泊場所の確保</p>	
<p>(新規)</p>	<p>(略)</p>	
<p></p>	<p><u>2. 応援団体との連携</u></p>	92
<p></p>	<p><u>(1) 応急対策職員派遣制度の活用</u></p>	
<p></p>	<p><u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	
<p></p>	<p><u>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	
<p></p>	<p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	
<p></p>	<p><u>(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結</u></p>	
<p></p>	<p><u>県及び市町村は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。</u></p>	
<p></p>	<p><u>(3) 民間団体との連携</u></p>	
<p></p>	<p><u>県及び市町村は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P												
	<p><u>結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。</u></p>	P												
<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第3章 災害応急対策</p>													
<p>第1節 組織（県、関係機関）</p>	<p>第1節 組織（県、関係機関）</p>													
<p>1. 防災組織</p>	<p>1. 防災組織</p>													
<p>(2) 災害対策本部</p>	<p>(2) 災害対策本部</p>													
<p>災害対策基本法第23条、第24条及び第107条の規定に基づき、災害発生のおそれ、又は、災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、県及び市町村においてはそれぞれ災害対策本部を設置する。</p>	<p>災害対策基本法<u>第23条の3、第24条、第28条の2</u>及び第107条の規定に基づき、災害発生のおそれ、又は、災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては、<u>特定災害対策本部</u>、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、<u>災害対策基本法第23条及び第23条の2に基づき</u>、県及び市町村においてはそれぞれ災害対策本部を設置する。</p>	93												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>													
<p>2. 熊本県の災害対策系統</p>	<p>2. 熊本県の災害対策系統</p>													
<p>(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統</p>	<p>(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統</p>													
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 関 名</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td>(略) 九州電力株式会社熊本支社 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		電 話	指 定 公 共 機 関	(略) 九州電力株式会社熊本支社 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 関 名</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 公 共 機 関</td> <td>(略) 九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		電 話	指 定 公 共 機 関	(略) 九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)	(略)	94
機 関 名		電 話												
指 定 公 共 機 関	(略) 九州電力株式会社熊本支社 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)	(略)												
機 関 名		電 話												
指 定 公 共 機 関	(略) 九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社 (略)	(略)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 関 名</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 地 方 公 共 機 関</td> <td>(略) 一般社団法人熊本県バス協会 (新規) (略) 熊本朝日放送株式会社 (新規) (略)</td> <td>(略) 352-9694 (新規) (略) 359-1111 (新規) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		電 話	指 定 地 方 公 共 機 関	(略) 一般社団法人熊本県バス協会 (新規) (略) 熊本朝日放送株式会社 (新規) (略)	(略) 352-9694 (新規) (略) 359-1111 (新規) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機 関 名</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 地 方 公 共 機 関</td> <td>(略) 一般社団法人熊本県バス協会 <u>熊本国際空港株式会社</u> (略) 熊本朝日放送株式会社 <u>株式会社エフエム熊本</u> (略)</td> <td>(略) 352-9694 <u>202-3350</u> (略) 359-1111 <u>353-3131</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		電 話	指 定 地 方 公 共 機 関	(略) 一般社団法人熊本県バス協会 <u>熊本国際空港株式会社</u> (略) 熊本朝日放送株式会社 <u>株式会社エフエム熊本</u> (略)	(略) 352-9694 <u>202-3350</u> (略) 359-1111 <u>353-3131</u> (略)	
機 関 名		電 話												
指 定 地 方 公 共 機 関	(略) 一般社団法人熊本県バス協会 (新規) (略) 熊本朝日放送株式会社 (新規) (略)	(略) 352-9694 (新規) (略) 359-1111 (新規) (略)												
機 関 名		電 話												
指 定 地 方 公 共 機 関	(略) 一般社団法人熊本県バス協会 <u>熊本国際空港株式会社</u> (略) 熊本朝日放送株式会社 <u>株式会社エフエム熊本</u> (略)	(略) 352-9694 <u>202-3350</u> (略) 359-1111 <u>353-3131</u> (略)												

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																																															
<p>3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="145 375 609 702"> <tr><th colspan="2">本 部 会 議</th></tr> <tr><td>本部長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td rowspan="6">部 員</td><td>知事公室長 農林水産部長</td></tr> <tr><td>総務部長 土木部長</td></tr> <tr><td>企画振興部長 会計管理者</td></tr> <tr><td>健康福祉部長 企業局長</td></tr> <tr><td>環境生活部長 教育庁</td></tr> <tr><td>商工観光労働部長 警察本部長</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="145 715 434 1018"> <tr><th colspan="2">企画振興対策部</th></tr> <tr><th colspan="2">班</th></tr> <tr><td rowspan="5">企画振興班 企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課</td><td rowspan="5">}</td></tr> <tr><td>交通政策課</td></tr> <tr><td>情報政策課</td></tr> <tr><td>外部対応・応援班</td></tr> <tr><td>文化企画・ 世界遺産推進課</td></tr> <tr><td>統計調査課</td><td></td></tr> </table>	本 部 会 議		本部長	知 事	副本部長	副 知 事	部 員	知事公室長 農林水産部長	総務部長 土木部長	企画振興部長 会計管理者	健康福祉部長 企業局長	環境生活部長 教育庁	商工観光労働部長 警察本部長	企画振興対策部		班		企画振興班 企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課	}	交通政策課	情報政策課	外部対応・応援班	文化企画・ 世界遺産推進課	統計調査課		<p>3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1086 375 1550 742"> <tr><th colspan="2">本 部 会 議</th></tr> <tr><td>本部長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td rowspan="6">部 員</td><td>知事公室長 農林水産部長</td></tr> <tr><td>総務部長 土木部長</td></tr> <tr><td>企画振興部長 会計管理者</td></tr> <tr><td>健康福祉部長 企業局長</td></tr> <tr><td>環境生活部長 教育庁</td></tr> <tr><td><u>商工労働部長</u> 警察本部長</td></tr> <tr><td><u>観光戦略部長</u></td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 754 1375 1058"> <tr><th colspan="2">企画振興対策部</th></tr> <tr><th colspan="2">班</th></tr> <tr><td rowspan="7">企画振興班 企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 <u>文化企画</u> <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課</td><td rowspan="7">}</td></tr> <tr><td><u>球磨川流域復興局付</u></td></tr> </table>	本 部 会 議		本部長	知 事	副本部長	副 知 事	部 員	知事公室長 農林水産部長	総務部長 土木部長	企画振興部長 会計管理者	健康福祉部長 企業局長	環境生活部長 教育庁	<u>商工労働部長</u> 警察本部長	<u>観光戦略部長</u>		企画振興対策部		班		企画振興班 企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 <u>文化企画</u> <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課	}	<u>球磨川流域復興局付</u>	<p>P</p> <p>97</p> <p>97</p>
本 部 会 議																																																	
本部長	知 事																																																
副本部長	副 知 事																																																
部 員	知事公室長 農林水産部長																																																
	総務部長 土木部長																																																
	企画振興部長 会計管理者																																																
	健康福祉部長 企業局長																																																
	環境生活部長 教育庁																																																
	商工観光労働部長 警察本部長																																																
企画振興対策部																																																	
班																																																	
企画振興班 企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課	}																																																
		交通政策課																																															
		情報政策課																																															
		外部対応・応援班																																															
		文化企画・ 世界遺産推進課																																															
統計調査課																																																	
本 部 会 議																																																	
本部長	知 事																																																
副本部長	副 知 事																																																
部 員	知事公室長 農林水産部長																																																
	総務部長 土木部長																																																
	企画振興部長 会計管理者																																																
	健康福祉部長 企業局長																																																
	環境生活部長 教育庁																																																
	<u>商工労働部長</u> 警察本部長																																																
<u>観光戦略部長</u>																																																	
企画振興対策部																																																	
班																																																	
企画振興班 企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 <u>文化企画</u> <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課	}																																																
		<u>球磨川流域復興局付</u>																																															

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P																					
災害対策本部の分掌事務			災害対策本部の分掌事務			98																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村班 (市町村課)</td> <td>1 市町村の災害情報収集に関する事項 2 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 3 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 被災市町村の行政機能確認に関する事項 2 県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項 3 市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	(略)		(略)	市町村班 (市町村課)	1 市町村の災害情報収集に関する事項 2 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 3 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項	外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)	(略)	(略)		1 被災市町村の行政機能確認に関する事項 2 県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項 3 市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村班 (市町村課)</td> <td>1 <u>被災市町村の行政機能確認に関する事項</u> 2 市町村の災害情報収集に関する事項 3 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 4 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項 2 市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	(略)	(略)	市町村班 (市町村課)	1 <u>被災市町村の行政機能確認に関する事項</u> 2 市町村の災害情報収集に関する事項 3 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 4 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項	外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)	(略)	(略)	
対策部名	各班名	分掌事務																									
総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	(略)	(略)																									
	市町村班 (市町村課)	1 市町村の災害情報収集に関する事項 2 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 3 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項																									
外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)	(略)	(略)																									
		1 被災市町村の行政機能確認に関する事項 2 県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項 3 市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関する事項																									
対策部名	各班名	分掌事務																									
総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	(略)	(略)																									
	市町村班 (市町村課)	1 <u>被災市町村の行政機能確認に関する事項</u> 2 市町村の災害情報収集に関する事項 3 県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項 4 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項																									
外部対応・応援班 人的受援・応援班 (危機管理防災課 人事課 市町村課)	(略)	(略)																									
		1 県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項 2 市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関する事項																									
災害対策本部の分掌事務			災害対策本部の分掌事務			99																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td> 企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課 交通政策課 情報政策課 </td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班		1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課					<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td> 企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 文化企画・ <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課 <u>球磨川流域 復興局付</u> </td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 文化企画・ <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課 <u>球磨川流域 復興局付</u>	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課			
対策部名	各班名	分掌事務																									
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																									
	企画課 地域振興課 川辺川ダム 総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																									
外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課																											
対策部名	各班名	分掌事務																									
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																									
	企画課 <u>統計調査課</u> 地域振興課 文化企画・ <u>世界遺産推進課</u> 交通政策課 情報政策課 <u>球磨川流域 復興局付</u>	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																									
外部対応・応援班 文化企画・世界遺産推進課 統計調査課																											

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名	分掌事務	100
商工観光労働対策部 (商工観光労働部)	商工政策班 (商工政策課)	1 商工観光労働対策部の総括に関する事項 2 商工政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	商工労働対策部 (商工労働部)	商工政策班 (商工政策課)	1 <u>商工労働対策部</u> の総括に関する事項 2 商工政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	商工振興金融班 (商工振興金融課)	1 商工振興金融課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		商工振興金融班 (商工振興金融課)	1 商工振興金融課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	労働雇用創生班 (労働雇用創生課)	1 労働雇用創生課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 労働力の確保および供給に関する事項		労働雇用創生班 (労働雇用創生課)	1 労働雇用創生課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 労働力の確保および供給に関する事項	
	産業支援班 (産業支援課)	1 産業支援課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		産業支援班 (産業支援課)	1 産業支援課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	エネルギー政策班 (エネルギー政策課)	1 エネルギー政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		エネルギー政策班 (エネルギー政策課)	1 エネルギー政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	企業立地班 (企業立地課)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		企業立地班 (企業立地課)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	観光物産班 (観光物産課)	1 観光物産課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		観光物産班 (観光物産課)	1 観光物産課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	外国人支援班 (国際課)	1 外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握 2 避難所における外国人支援に関する事項 3 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項 4 駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・帰国支援に関する事項		外国人支援班 (国際課)	1 <u>観光戦略対策部</u> の総括に関する事項 2 <u>観光交流政策課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 3 <u>外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握</u> 4 <u>避難所における外国人支援に関する事項</u> 5 <u>県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項</u> 6 <u>駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・帰国支援に関する事項</u>	
	外部対応・応援班 [国際スポーツ推進課]	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項		外部対応・応援班 [国際スポーツ推進課]	1 <u>観光企画課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 <u>観光企画課</u> 3 <u>観光振興課</u> 4 <u>観光振興課</u> 5 <u>販路拡大ビジネス課</u> 6 <u>販路拡大ビジネス課</u>	
	観光戦略対策部 (観光戦略部)					
観光交流政策班 (観光交流政策課)			観光交流政策班 (観光交流政策課)	1 <u>観光戦略対策部</u> の総括に関する事項 2 <u>観光交流政策課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		
外国人支援班 (国際課)			外国人支援班 (国際課)	1 <u>外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握</u> 2 <u>避難所における外国人支援に関する事項</u> 3 <u>県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項</u> 4 <u>駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・帰国支援に関する事項</u>		
観光企画班 (観光企画課)			観光企画班 (観光企画課)	1 <u>観光企画課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		
観光振興班 (観光振興課)			観光振興班 (観光振興課)	1 <u>観光振興課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		
販路拡大ビジネス班 (販路拡大ビジネス課)			販路拡大ビジネス班 (販路拡大ビジネス課)	1 <u>販路拡大ビジネス課</u> の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		
教育総務班 (教育政策課)			教育総務班 (教育政策課)	1 児童、生徒の応急教育対策に関する事項	103	
学 校 人 事 班 (学 校 人 事 課)	2 公立学校等の施設復旧等に関する事項	学 校 人 事 班 (学 校 人 事 課)	2 公立学校等の施設復旧等に関する事項			
社 会 教 育 班 [社会教育課 人権同和教育課]	3 社会教育施設等の復旧、学校保健および学校給食に関する事項	社 会 教 育 班 [社会教育課 人権同和教育課]	3 社会教育施設等の復旧、学校保健および学校給食に関する事項			
文 化 班 (文 化 課)	4 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	文 化 班 (文 化 課)	4 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項			
施 設 班 (施 設 課)		施 設 班 (施 設 課)				
高 校 教 育 班 (高 校 教 育 課)		高 校 教 育 班 (高 校 教 育 課)				
義 務 教 育 課 (義 務 教 育 課)		義 務 教 育 課 (義 務 教 育 課)				
特 別 支 援 教 育 班 (特 別 支 援 教 育 課)		特 別 支 援 教 育 班 (特 別 支 援 教 育 課)				
体 育 保 健 班 (体 軀 保 健 課)		体 育 保 健 班 (体 軀 保 健 課)				
教育対策部 (教育庁)			教育対策部 (教育庁)			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>5. 非常(緊急)災害現地対策本部との連携(県)</p> <p>熊本県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、国の当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p> <p>非常(緊急)災害現地本部との連携促進のため、以下の取組み等を実施するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎内への<u>非常(緊急)災害現地本部</u>スペースの確保及び通信環境等の整備</p> <p>(2) 県災害対策本部会議と国非常(緊急)災害対策本部会議の合同開催</p> <p>(3) 各フェーズにおける課題等への対応を検討する、県幹部と国幹部による調整会議の実施</p> <p>(4) 災害対策本部室(防災センター)の低層階や非常(緊急)災害対策本部との同一・近似階への配置検討 (新規)</p>	<p>5. <u>特定(非常・緊急)災害現地対策本部・政府現地災害対策室との連携(県)</u></p> <p>熊本県災害対策本部は、国が<u>特定(非常・緊急)災害現地対策本部(以下、「政府現地対策本部」という。)</u>・<u>政府現地災害対策室</u>を設置したときは、<u>政府現地対策本部・現地災害対策室</u>と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p> <p><u>政府現地対策本部・現地災害対策室</u>との連携促進のため、以下の取組み等を実施するものとする。</p> <p>(1) 県庁舎内への<u>政府現地対策本部・現地災害対策室</u>スペースの確保及び通信環境等の整備</p> <p>(2) 県災害対策本部会議と国<u>特定(非常・緊急)災害対策本部</u>会議の合同開催</p> <p>(3) 各フェーズにおける課題等への対応を検討する、県幹部と国幹部による調整会議の実施</p> <p>(4) 災害対策本部室(防災センター)の低層階や<u>政府現地対策本部・現地災害対策室</u>との同一・近似階への配置検討</p> <p>6. <u>国が開催する連絡会議及び調整会議との連携(県、関係省庁、関係機関)</u></p> <p>熊本県災害対策本部は、国が開催する次の会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、<u>必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うための関係省庁、県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者による連絡会議</u></p> <p>(2) <u>連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うための、関係省庁、県関係部局等の代表者による調整会議</u></p>	<p>104</p> <p>104</p> <p>104</p> <p>104</p> <p>104</p> <p>104</p>
<p>6. 関係機関等との連携 (略)</p>	<p>7. 関係機関等との連携 (略)</p>	<p>104</p>
<p>7. 災害対策本部室スペース確保</p> <p>県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。</p>	<p>8. 災害対策本部室スペース確保</p> <p>県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。<u>その際、</u></p>	<p>104</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																				
(新規)	(略)																					
(略)	(略)																					
8. 災害対策本部運営要領等の作成	9. 災害対策本部運営要領等の作成	105																				
(略)	(略)																					
9. 災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動	10. 災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動	105																				
(略)	(略)																					
第2節 職員配置	第2節 職員配置																					
(略)	(略)																					
【県職員の災害配置基準】	【県職員の災害配置基準】																					
2. 災害対策本部設置後の配置体制	2. 災害対策本部設置後の配置体制																					
(2) 前記(1)の第1配置、第2配置及び第3配置の各体制下における職員配置の基準は、おおむね別表4のとおりである。	(2) 前記(1)の第1配置、第2配置及び第3配置の各体制下における職員配置の基準は、おおむね別表4のとおりである。																					
なお、各対策部等における所掌事務は、第3章第1節 組織計画に定めるとおりとする。	なお、 <u>職員の配置にあたっては、各対策部長が災害の状況等を踏まえ、必要に応じて、各対策部内の職員の配置を調整し、班の人員を増減することができる。</u>	112																				
	<u>(3) 各対策部等における所掌事務は、第3章第1節組織計画に定めるとおりとする。</u>	112																				
3. 熊本県災害対策本部の事務処理	3. 熊本県災害対策本部の事務処理																					
(略)	(略)																					
別表2 【警戒体制(地震以外の災害)】	別表2 【警戒体制(地震以外の災害)】																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td style="text-align: center;">※② 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各港湾管理事務所</td> <td style="text-align: center;">※① 1 (4 事務所)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	人 員	(略)	(略)	港湾課	※② 1	(略)	(略)	各港湾管理事務所	※① 1 (4 事務所)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td style="text-align: center;">※①⑦ 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各港湾管理事務所</td> <td style="text-align: center;">※①⑧ 1 (4 事務所)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	人 員	(略)	(略)	港湾課	※①⑦ 1	(略)	(略)	各港湾管理事務所	※①⑧ 1 (4 事務所)	114
機 関 名	人 員																					
(略)	(略)																					
港湾課	※② 1																					
(略)	(略)																					
各港湾管理事務所	※① 1 (4 事務所)																					
機 関 名	人 員																					
(略)	(略)																					
港湾課	※①⑦ 1																					
(略)	(略)																					
各港湾管理事務所	※①⑧ 1 (4 事務所)																					
大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。	<u>(削除)</u>																					
※①～⑥ (略)	※①～⑥ (略)																					

第1編 共通対策編

修正前 (新規)				修正後				P	
別表3【第2警戒体制】				別表3【第2警戒体制】				115	
機関名	人員	機関名	人員	機関名	人員	機関名	人員		
人事課 企画課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 農林水産政策課 監理課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。	(道路保全課) (道路整備課) 河川課 企業局総務経営課 警備第二課 ※砂防課 ※建築課 ※港湾課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。 計 38名	人事課 企画課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 観光交流政策課 農林水産政策課 監理課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。	(道路保全課) (道路整備課) 河川課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 ※砂防課 ※建築課 ※港湾課	各課最低2名以上とし必要に応じて増員するものとする。 計 40名		
※熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に基づき本部長が指名した関係課 (追記)				<p>⑦県管理港湾を含む地域において、警報が発表された場合に限る。</p> <p>⑧港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。</p>					
別表4【災害対策本部】				別表4【災害対策本部】				116	
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数		
企画振興部	企画振興班	第1配置	第2配置	第3配置	企画振興部	企画振興班	第1配置	第2配置	第3配置
	外部対応・応援班	1	2	全員		2	2	全員	
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数		
商工観光労働対策部	商工政策班	第1配置	第2配置	第3配置	商工労働対策部	商工政策班	第1配置	第2配置	第3配置
	商工振興金融班	2	4	全員		2	4	全員	
	労働雇用創生班	—	2	〃		—	2	〃	
	産業支援班	—	2	〃		—	2	〃	
	エネルギー政策班	—	2	〃		—	2	〃	
	企業立地班	—	2	〃		—	2	〃	
	観光物産班	—	2	〃		—	2	〃	
	外国人支援班	—	2	〃		—	2	〃	
	外部対応・応援班	—	—	〃		—	—	〃	
	(国際スポーツ大会推進課)								
対策部	班名	配置要員の数			対策部	班名	配置要員の数		
観光戦略部	観光交流政策班	第1配置	第2配置	第3配置	観光戦略部	観光交流政策班	第1配置	第2配置	第3配置
	外国人支援班	2	3	全員		2	3	全員	
	観光企画班	—	1	〃		—	1	〃	
	観光振興班	—	1	〃		—	1	〃	
	販路拡大ビジネス班	—	1	〃		—	1	〃	

第1編 共通対策編

修正前							修正後							P
対策部	班名			配置要員の数			対策部	班名			配置要員の数			1148
				第1配置	第2配置	第3配置					第1配置	第2配置	第3配置	
教育対策部	教育総務班	2	3	全員	教育総務班	2	3	全員	教育対策部	教育総務班	2	3	全員	119
	学校人事班	1	2	〃	学校人事班	1	2	〃						
	社会教育班	1	2	〃	社会教育班	1	2	〃						
	文化班	1	1	〃	文化班	1	1	〃						
	施設班	2	2	〃	施設班	2	2	〃						
	高校教育班	1	2	〃	高校教育班	1	2	〃						
	義務教育班	1	2	〃	義務教育班	1	2	〃						
特別支援教育班	1	2	〃	特別支援教育班	1	2	〃							
体育保健班	1	1	〃	体育保健班	1	1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
合計	386	667	全員	合計	390	669	全員	合計	390	669	全員	〃		

【熊本県災害対策本部事務処理要領】

(略)

6 本部の廃止基準

本部長は、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示・避難勧告等の発表状況、自衛隊等の派遣要請状況、災害救助法の適用状況等を総合的に勘案し、県内の地域において災害が発生又は拡大するおそれなくなったと認めるとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(略)

6. 被災市町村等への職員派遣

(追加)

県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはその恐れがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況を把握する。

(追加)

県は、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部

【熊本県災害対策本部事務処理要領】

(略)

6 本部の廃止基準

本部長は、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等の発表状況、自衛隊等の派遣要請状況、災害救助法の適用状況等を総合的に勘案し、県内の地域において災害が発生又は拡大するおそれなくなったと認めるとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(略)

6. 被災市町村等への職員派遣

(1) 情報連絡員の派遣

県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはその恐れがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 応援職員の派遣（短期及び中・長期）

県は、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>及び情報連絡員からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のため幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を検討する。</p> <p>なお、職員を派遣する県及び応援市町村は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。</p> <p><u>また、被災市町村等への応援職員の派遣は、派遣元市町村職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。</u></p> <p>(上記削除分の追加)</p> <p>(新規)</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>県及び市町村等の関係機関は、<u>大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p><u>また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請</p>	<p>及び情報連絡員からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のため幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を検討する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>なお、被災市町村等への応援職員の派遣は、派遣元市町村職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。</u></p> <p><u>職員を派遣する県及び応援市町村は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 応援要請</p> <p>県及び市町村等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請</p>	<p>P</p> <p>126</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																																				
(略)	(略)																																					
(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供（健康福祉部、環境生活部、 <u>商工観光労働部</u> 、農林水産部）	(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供（健康福祉部、環境生活部、 <u>商工労働部</u> 、農林水産部）	127																																				
(略)	(略)																																					
(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保（知事公室、健康福祉部、 <u>商工観光労働部</u> 、土木部、県警察本部）	(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保（知事公室、健康福祉部、 <u>商工労働部</u> 、土木部、県警察本部）	127																																				
(略)	(略)																																					
10. 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力依頼	10. 「 <u>応急対策職員派遣制度</u> 」に基づく協力依頼	129																																				
<p>県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、総務省等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。</p>	<p>県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、総務省等と連携し、「<u>応急対策職員派遣制度</u>に関する要綱」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。</p>																																					
<p>第6節 予警報等伝達</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 予警報等伝達</p> <p>(略)</p>																																					
1. 予警報等の定義	1. 予警報等の定義																																					
(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報	(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報																																					
<p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="143 1066 1057 1295"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		(略)			警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。	(略)			注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。	(略)			<p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1084 1066 1998 1295"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、<u>平地10cm以上、山地20cm以上</u>になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、<u>平地3cm以上、山地5cm以上</u>になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		(略)			警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、 <u>平地10cm以上、山地20cm以上</u> になると予想される場合。	(略)			注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、 <u>平地3cm以上、山地5cm以上</u> になると予想される場合。	(略)			134
種類	発表基準																																					
(略)																																						
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。																																				
(略)																																						
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 24時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。																																				
(略)																																						
種類	発表基準																																					
(略)																																						
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、 <u>平地10cm以上、山地20cm以上</u> になると予想される場合。																																				
(略)																																						
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、 <u>平地3cm以上、山地5cm以上</u> になると予想される場合。																																				
(略)																																						
(略)	(略)	135																																				
(略)	(略)																																					

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(6) 噴火予報 <u>警報の解除を行う場合等に発表する。</u> <u>基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。</u> (略)</p>	<p>(6) 噴火予報 <u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。</u>噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。 (略)</p>	140
<p>(9) 火山現象に関する情報 ア 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u> (略)</p>	<p>(9) 火山現象に関する情報 ア 火山の状況に関する解説情報 <u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある」と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u> (略)</p>	141
<p>ウ 火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> (略)</p>	<p>ウ 火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u> (略)</p>	141
<p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を発表する。</u> (略)</p>	<p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u> (略)</p>	141
<p>(11) 火災気象通報 (略) <u>実効湿度が65パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が10メートルを超える見込みのとき。</u> <u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想</u></p>	<p>(11) 火災気象通報 (略) <u>熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。</u> <u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象</u></p>	142

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>される場合は、火災気象通報に該当しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(16) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、<u>大雨警報（土砂災害）</u>発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が<u>避難勧告等</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。 情報の発表基準は資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。 なお、県及び市町村は、<u>避難勧告等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・警報・注意報等</p> <p>(略)</p> <p>このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて<u>避難勧告や避難指示の発令</u>を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と<u>避難勧告等</u>の発令を促すように、熊本土木事務所及び地域振興局総務（振興）課に指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県出先機関における取扱い</p>	<p><u>通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(16) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、<u>大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）</u>発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が<u>避難指示等</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。 情報の発表基準は資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。 なお、県及び市町村は、<u>避難指示等</u>の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・警報・注意報等</p> <p>(略)</p> <p>このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて<u>避難指示や緊急安全確保の発令</u>を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と<u>避難指示等</u>の発令を促すように、熊本土木事務所及び地域振興局（総務）振興課に指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県出先機関における取扱い</p>	<p>143</p> <p>144</p> <p>145</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																										
<p>(ア) 熊本土木事務所及び地域振興局（総務）振興課においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村に対して、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて<u>避難勧告</u>や<u>避難指示</u>の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と<u>避難勧告等</u>の発令を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 異常発見時における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。</p>	<p>(ア) 熊本土木事務所及び地域振興局（総務）振興課においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村に対して、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて<u>避難指示</u>や<u>緊急安全確保</u>の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と<u>避難指示等</u>の発令を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5. 異常発見時における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。</p>	<p>145</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気象に関する事項</th> <th>著しく異常な気象現象</th> <th>強いたつまき、強い降ひょう等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地象に関する事項</td> <td>火山関係</td> <td>噴火現象 噴火以外の火山性異常現象</td> <td>(略) ①火山地域での地震の<u>群発</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>地震関係</td> <td>群発地震</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強いたつまき、強い降ひょう等	地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火以外の火山性異常現象	(略) ①火山地域での地震の <u>群発</u> (略)	地震関係	群発地震	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気象に関する事項</th> <th>著しく異常な気象現象</th> <th>強いたつまき、強い降ひょう等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地象に関する事項</td> <td>火山関係</td> <td>噴火現象 噴火以外の火山性異常現象</td> <td>(略) ①火山地域での地震の<u>多発</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>地震関係</td> <td>群発地震</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強いたつまき、強い降ひょう等	地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火以外の火山性異常現象	(略) ①火山地域での地震の <u>多発</u> (略)	地震関係	群発地震	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>147</p>
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強いたつまき、強い降ひょう等																										
地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火以外の火山性異常現象	(略) ①火山地域での地震の <u>群発</u> (略)																									
	地震関係	群発地震	(略)																									
	(略)	(略)	(略)																									
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強いたつまき、強い降ひょう等																										
地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火以外の火山性異常現象	(略) ①火山地域での地震の <u>多発</u> (略)																									
	地震関係	群発地震	(略)																									
	(略)	(略)	(略)																									
<p>第7節 通信施設利用</p> <p>災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>第7節 通信施設利用</p> <p>災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。</p> <p><u>なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。</u></p>	<p>149</p>																										
<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>3. 防災情報共有システムの活用</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町村は、<u>避難勧告等</u>を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>3. 防災情報共有システムの活用</p> <p>(略)</p> <p>なお、市町村は、<u>避難指示等</u>を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>155</p>																										

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>4. 被害等の調査・報告 (2) 市町村による調査等 (略) ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に 必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわら ず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警 察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 (略) (3) 県による調査等 (略) ウ 電力関係被害 [商工観光労働部] (略)</p>	<p>4. 被害等の調査・報告 (2) 市町村による調査等 (略) ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等 に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町 村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関 の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 (略) (3) 県による調査等 (略) ウ 電力関係被害 [商工労働部] (略)</p>	<p>156</p>
<p>第9節 広報 5. 市町村における広報活動 (1) 広報内容 (略) チ 医療機関、金融機関などの生活関連状況</p>	<p>第9節 広報 5. 市町村における広報活動 (1) 広報内容 (略) チ 医療機関、金融機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>な どの生活関連状況</p>	<p>157</p>
<p>(2) 広報の方法 (略) また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例え ば、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災 者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、<u>情報</u> <u>を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるもの</u> <u>とする。</u> (略)</p>	<p>(2) 広報の方法 (略) また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、 <u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者 生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広</u> <u>報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 (略)</p>	<p>162</p>
<p>第11節 避難収容対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>避難準備・高齢者</u> <u>等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」</u> <u>という。）</u>の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から</p>	<p>第11節 避難収容対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>高齢者等避難、避</u> <u>難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）</u>の発令、伝達、誘導等 を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって</p>	<p>169</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																														
<p>保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。</p> <p>特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに<u>避難勧告等</u>を行うものとする。</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>災害から住民の生命、身体を保護するための<u>避難勧告等</u>の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 783 815 999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害の種別</th> <th>実施責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示(緊急)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 避難勧告等の内容及び伝達方法</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の内容</p> <p>市町村長等の<u>避難勧告等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>なお、市町村長等は、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、指定行政機関(国土交通省、気象庁等)、指定地方行政機関及び県は、</p>	区分	災害の種別	実施責任者	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)	(略)	<u>避難勧告</u>	(略)	(略)	<u>避難指示(緊急)</u>	(略)	(略)	災害発生情報	(略)	(略)	<p>応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。</p> <p>特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに<u>避難指示等の発令</u>を行うものとする。</p> <p>1. 実施責任者</p> <p>災害から住民の生命、身体を保護するための<u>避難指示等</u>の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、<u>高齢者等避難</u>を発令するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1081 783 1749 999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害の種別</th> <th>実施責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>避難指示等</u>の内容及び伝達方法</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>の内容</p> <p>市町村長等の<u>避難指示等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。</p> <p>なお、市町村長等は、危険の切迫性に応じて<u>避難指示等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、指定行政機関(国土交通省、気象庁等)、指定地方行政機関及び県は、</p>	区分	災害の種別	実施責任者	<u>高齢者等避難</u>	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>避難指示</u>	(略)	(略)	<u>緊急安全確保</u>	(略)	(略)	<p>P</p> <p>169</p> <p>169</p>
区分	災害の種別	実施責任者																														
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)	(略)																														
<u>避難勧告</u>	(略)	(略)																														
<u>避難指示(緊急)</u>	(略)	(略)																														
災害発生情報	(略)	(略)																														
区分	災害の種別	実施責任者																														
<u>高齢者等避難</u>	(略)	(略)																														
(削除)	(削除)	(削除)																														
<u>避難指示</u>	(略)	(略)																														
<u>緊急安全確保</u>	(略)	(略)																														

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<p>市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	
<p>さらに、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>	<p>さらに、県は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>	
<p>(2) <u>避難勧告等</u>の伝達方法 <u>避難勧告等</u>の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。</p>	<p>(2) <u>避難指示等</u>の伝達方法 <u>避難指示等</u>の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。</p>	170
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(3) 市町村長は、市町村地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに<u>避難勧告等</u>の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。</p>	<p>(3) 市町村長は、市町村地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに<u>避難指示等</u>の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。</p>	170
<p>(4) 市町村長は、<u>避難勧告等</u>を発令した場合、すみやかにその旨を県に報告するものとする。</p>	<p>(4) 市町村長は、<u>避難指示等</u>を発令した場合、すみやかにその旨を県に報告するものとする。</p>	170
<p>また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、津波情報など重要な気象情報が発表された場合、市町村に対し、<u>避難勧告等</u>の発令状況を適宜確認するものとする。</p>	<p>また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、津波情報など重要な気象情報が発表された場合、市町村に対し、<u>避難指示等</u>の発令状況を適宜確認するものとする。</p>	
<p>(5) 市町村は、<u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>(5) 市町村は、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	170
<p>なお、国土交通省及び県は、市町村から<u>避難勧告等</u>（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p>	<p>なお、国土交通省及び県は、市町村から<u>避難指示等</u>（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。</p>	
<p>3 <u>避難勧告等</u>の基準</p>	<p>3 <u>避難指示等</u>の基準</p>	171
<p><u>避難勧告等</u>の基準は、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」を参考とする。 <u>具体的には、災害の種類及び地域性等により異なるが、判断基準設定の考え方は、次の(1)～(3)のとおりとする。基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。</u></p>	<p><u>避難指示等</u>の基準は、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を参考とする。<u>避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。</u></p>	
<p><u>また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市町村は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。</u></p>	<p><u>(1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方</u> <u>ア 避難情報を発令する対象災害の確認</u> <u>過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対</u></p>	
<p>なお、実施責任者は、<u>避難勧告等</u>の時期を失せぬよう防災関係機関と連携を</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>とりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。</p>	<p><u>し警戒する必要があることもある。</u></p> <p><u>また、市町村が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第60条第1項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。</u></p> <p><u>イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）</u></p> <p><u>避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、</u></p> <p><u>①「防災気象情報の切迫度の高まり」</u></p> <p><u>②「災害リスクのある区域等」</u></p> <p><u>との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。市町村は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。</u></p> <p><u>居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。</u></p> <p><u>ただし、細分化すればするほど市町村が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市町村の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。</u></p> <p><u>ウ 発令タイミングの設定</u></p> <p><u>いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。</u></p> <p><u>警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難す</u></p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
	<p>ることができるよう市町村長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。</p> <p><u>なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われないこと、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市町村は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るうちからの予防的避難に住民に呼び掛けるものとする。</u></p> <p><u>市町村長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>防災気象情報</u> ・ <u>日没や暴風が吹き始める時刻</u> ・ <u>ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報</u> ・ <u>自主防災組織や水防団等の現地からの情報</u> ・ <u>河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）</u> <p><u>なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。</u></p> <p><u>たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。</u></p> <p><u>また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。</u></p>	P

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(1) 洪水等</p> <p>市町村は、以下に示す判断基準の設定の考え方にに基づき、いざというときに躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。</p> <p>洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等についても、氾濫により居住者や地下空間施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、洪水予報河川や水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>被災のおそれがある時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、災害規模が大きくなるほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</p> <p>また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</p> <p>さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示(緊急)の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示(緊急)を発</p>	<p>(2) 洪水等</p> <p><u>ア 発令対象の災害</u></p> <p><u>[洪水予報河川・水位周知河川]</u></p> <p><u>水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。</u></p> <p><u>[その他河川等]</u></p> <p><u>その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。</u></p> <p><u>他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。</u></p> <p><u><避難情報の発令対象としない水路等の条件></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合</u> <u>・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合</u> <u>・地下施設・空間(住宅地下室、地下街、地下鉄等)について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合</u> <p><u>イ 発令対象区域の設定</u></p> <p><u>避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。</u></p>	<p>P 172</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>令するといった運用等を行う。</p> <p><u>その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難勧告等の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等からの氾濫のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川等からの氾濫については、発令対象としなくてもよい。ただし、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川等であっても、氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難勧告等を発令すべきである。</u></p> <p><u><避難勧告等の対象としない小河川等の条件（次の3条件に該当することが必要）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合</u> ・ <u>河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合</u> ・ <u>地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定からその居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合</u> <p><u>災害発生のおそれを把握するに当たっては、現地情報や防災気象情報等を収集するとともに、必要に応じて、河川管理者や地方気象台からのホットラインによる直接的な助言を求めるものとする。</u></p> <p><u>ア.【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>(ア)洪水予報河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</u> ・ <u>ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位</u> 	<p><u>なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。</u></p> <p><u>ウ 発令基準の設定</u></p> <p><u>(ア)洪水予報河川</u></p> <p><u>【警戒レベル3】高齢者等避難</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。</u> ・ <u>ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レ</u> 	<p>173</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>(レベル3水位)を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・避難判断水位(レベル3水位)への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。</u> <u>・避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位(レベル4水位)を越えるおそれがあるとされた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u> <p><u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越流)に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。少量の漏水をはじめ、河川管理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示(緊急)を発令する。</u></p> <p><u>・夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p><u>(イ) 水位周知河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する 경우가多く、氾濫注意水位(レベル2水位)や避難判断水位(レベル3水位)を超えた後、短時間で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</u> <u>・避難判断水位(レベル3水位)は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾</u> 	<p><u>ベル3水位)を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・避難判断水位(レベル3水位)への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。</u> <u>・避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位(レベル4水位)を越えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</u> <u>・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</u> <u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</u> <u>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</u> 	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p> <u>濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。</u> <u>・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、水防団待機水位（レベル1水位）（又は氾濫注意水位（レベル2水位））を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u> <u>・避難判断水位（レベル3水位）、氾濫注意水位（レベル2水位）、水防団待機水位（レベル1水位）のいずれも設定されていない河川については、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</u> <u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。少量の漏水をはじめ、河川管理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。</u> <u>・夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u> <u>（ウ）その他の河川等</u> <u>・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</u> <u>・避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者に立退き避難の開始を求め、その他の居住者等に避難準備を求めるものであるが、急激な水位上昇により突発性が高く、精確な事前予測が困難な河川沿いの居住者については、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始することが推奨される。</u> <u>・その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への</u> </p>		P

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>到達情報を判断材料とすることはできないが、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、避難準備・高齢者等避難開始の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。</p> <p>このため、堤防に軽微な漏水等が発見された場合、避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。少量の漏水をはじめ、河川管理施設において軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>・夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>イ.【警戒レベル4】避難勧告</p> <p>（ア）洪水予報河川</p> <p>・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>ただし、前述のとおり洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。この判断基準例は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。</p> <p>・氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高（又は背後地盤高）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難勧告を発令する。ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。</p> <p>（イ）水位周知河川</p> <p>・水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇す</p>	<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。</p> <p>・ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>・氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位（仮）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位（仮）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。</p> <p>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p>	<p>173</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ることがあるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令する場合が多い。</p> <p>・<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。</u></p> <p>・<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位（レベル3水位））を越え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難勧告を発令する。</u></p> <p><u>（ウ）その他の河川</u></p> <p>・<u>その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、氾濫危険水位（レベル4水位）や避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。</u></p> <p><u>ウ。【警戒レベル4】避難指示（緊急）緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</u></p> <p><u>（ア）洪水予報河川</u></p> <p>・<u>河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、避難指示（緊急）の判断材料とする。</u></p> <p><u>ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、予め河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。</u></p> <p><u>（イ）水位周知河川</u></p> <p>・<u>河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定される</u></p>	<p>・<u>堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。</u></p> <p><u>（注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</u></p> <p>・<u>異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p>・<u>当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。</u></p> <p>・<u>台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</u></p> <p>・<u>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。</u></p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ため避難指示（緊急）の判断材料とする。排水機場により排水を行う河川にあっては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難指示（緊急）の判断材料とする。</p> <p><u>(ウ) その他の河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため避難指示（緊急）の判断材料とする。 <p>エ. 【警戒レベル5】災害発生情報</p> <p><u>(ア) 洪水予報河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。 大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が避難勧告を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に避難勧告等を発令する必要がある。 氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておく。 <p><u>(イ) 水位周知河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。 <p><u>(ウ) その他の河川</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。 <p>オ. 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 避難準備・高齢者等避難開始からエ. 災害発生情報の共通事項として、以下の点に留意する。 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の 	<p><u>【警戒レベル5】緊急安全確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。 	<p>P</p> <p>174</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難勧告等の判断材料とする。</u></p> <p><u>また、排水機場により排水を行う河川にあっては、排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるを得なくなると、水位が急激に上昇し堤防を越えるおそれが高まるため、避難勧告等の判断材料とする。</u></p> <p><u>・樋門等の施設の機能支障については氾濫範囲が限定的となることから、対象区域は限定して発令する。</u></p> <p><u>・夜間・早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u></p> <p><u>・夜間であっても躊躇なく避難勧告等を発令する。</u></p> <p><u>・災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。警戒レベル5は実際に災害が発生している段階であり、災害発生情報が出る前の警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始や警戒レベル4の避難勧告の段階の避難を促すことが重要である。</u></p>	<p><u>・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>・氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>・なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リードタイムがあることから）、市町村の実情によっては氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に警戒レベル4避難指示等を発令することも考えられる。</u></p> <p><u>（イ）水位周知河川</u></p> <p><u>【警戒レベル3】高齢者等避難</u></p> <p><u>・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</u></p> <p><u>・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。</u></p> <p><u>・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上</u></p>	<p>P</p> <p>175</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
	<p>昇のおそれがある場合には、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。</p> <p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3 高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>・堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4 避難指示を発令する場合がある。</p> <p>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。</p> <p>・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4 避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。</p> <p>・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・水位周知河川における警戒レベル5 緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならない</p>	<p>P</p> <p>176</p> <p>176</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
	<p><u>いわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかなる場合も含む）</u> <u>・水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合</u> <u>・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合</u> <u>・水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）は必ず発表されるものではない。）</u> <p><u>（ウ）その他河川</u></p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。</u> <u>・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、<u>氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。</u></u> <u>・水位を観測していない河川においては、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</u> <u>・堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未</u> 	<p>176</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
	<p><u>明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。</u></p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。</u> <u>・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</u> <u>・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水時防災操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。</u> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・その他河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</u> <u>・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。</u> <u>・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベ</u> 	<p>P</p> <p>177</p> <p>177</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、次に示す判断基準の設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。さらに、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水やがけ崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</p> <p>さらに、例えば、土砂災害警戒情報の発表や土砂災害の前兆現象の見たと</p>	<p>ル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警戒の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>ア 発令対象の災害</p> <p>事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。</p> <p>火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることが検討する必要がある。</p> <p>また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令することとなる。</p> <p>イ 発令対象区域の設定</p> <p>避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難</p>	<p></p> <p>171</p> <p>178</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>いったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれとともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用等が考えられる。</p> <p>ア.【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難勧告の材料となる土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、避難準備・高齢者等避難開始を発令</p>	<p>情報を発令することを検討する。</p> <p>避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。</p> <p>この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。</p> <p>各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の</p>	<p>171</p> <p>178</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>する。</p> <p><u>・夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p><u>その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。</u></p> <p><u>イ.【警戒レベル4】避難勧告</u></p> <p><u>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表をもって、直ちに避難勧告を発令することを基本とする。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難勧告を発令する。</u></p> <p><u>・土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されることとなるため、避難勧告を発令する。</u></p> <p><u>・記録的短時間大雨情報は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の両方が発表された場合は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難勧告を発令する。</u></p>	<p><u>判断材料とする。</u></p> <p><u>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。</u></p> <p><u>【警戒レベル4】避難指示</u></p> <p><u>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</u></p> <p><u>・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。</u></p> <p><u>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</u></p> <p><u>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レ</u></p>	<p>P</p> <p>179</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難勧告の対象区域とする必要がある。</p> <p>・避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難勧告等の判断を行うことも必要である。</p> <p>ウ.【警戒レベル4】避難指示（緊急）緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <p>・基本的には土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、土砂災害は突発性が高く予測が困難である。そのため、まだ避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）を発令する。避難指示（緊急）の発令対象区域については、土砂災害に関するメッシュ情報を参照して的確に設定する。</p> <p>・土砂災害に関するメッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合は、間をおかず「実況で土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の基準に到</p>	<p><u>ベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後 3 時間後には暴風となるおそれがある）。</u></p> <p><u>・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。</u></p> <p><u>・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。</u></p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>達」すると想定されることから、メッシュ情報や降雨の状況を確認して必要な土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された段階では、既にどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>エ. 【警戒レベル5】災害発生情報</p> <p>・土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</p>	<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生</p>	<p>180</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(3) 高潮</p> <p>以下に示す判断基準の設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県等の関係機関の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難勧告等を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。</p> <p>・高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となる。高潮高が海岸堤防等の高さを大きく越えることで広い範囲での浸水が想定される場合には、高潮ハザードマップ（高潮浸水想定区域）のうち浸水深が深くなったり浸水が長期にわたったりする区域の居住者等の避難が必要である。</p> <p>・あらかじめ、气象台、海岸管理者等に相談し、当該地域において、高潮警報の基準潮位（危険潮位等）を上回る場合に、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象区域の範囲を段階的に定めておく。これにより、高潮警報等に記載される予想最高潮位を基に、避難勧告等の対象範囲を判断することができる。</p> <p>・高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に発表</p>	<p>であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p> <p>(4) 高潮</p> <p>ア 発令対象の災害</p> <p>原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。</p> <p>・潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。</p> <p>・潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。</p> <p>イ 発令対象区域の設定</p> <p>避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。</p> <p>高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、气象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。</p> <p>なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。</p>	<p>173</p> <p>180</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難勧告に先立ち避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令すべきである。</p> <p>・高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、避難勧告をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>・高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難勧告の発令を検討する。</p> <p>・被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難勧告の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。</p> <p>ア.【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>・高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い避難勧告を発令する可能性がある場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>・特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p>	<p>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p>なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>・高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3～6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。</p> <p>・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p>	<p>P</p> <p>181</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>イ.【警戒レベル4】避難勧告</p> <p>・高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。</p> <p>高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）の場合は、警報よりも避難勧告対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。</p> <p>また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。</p> <p>・水位周知海岸において高潮氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合、避難勧告が未発令であれば速やかに避難勧告を発令する。</p> <p>・高潮注意報が発表されており、当該注意報において高潮警報に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合には、暴風で避難できなくなる前に避難行動を開始する必要があるため、暴風警報等の発表にあわせて、避難勧告を発令する。</p> <p>・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点において避難勧告を発令する。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする。</p> <p>ウ.【警戒レベル4】避難指示（緊急）緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</p> <p>・水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の</p>	<p>・特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）、あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）の場合は、警報よりも警戒レベル4 避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、警戒レベル4 避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。</p> <p>・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。例えば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。</p>	<p>P</p> <p>181</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>異常が確認された場合には、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>・潮位が危険潮位を超える場合には、浸水が発生しているおそれがあることから、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>・基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令され、立退き避難を完了しているべきであるが、避難指示（緊急）が発令されるような状況においては、既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要があることを、避難指示（緊急）の発令とあわせて情報提供すべきである。</p> <p>エ.【警戒レベル5】災害発生情報</p> <p>・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</p>	<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>・高潮における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。</p> <p>・水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>・潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>・既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル5緊急安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。</p> <p>・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>	<p></p> <p>182</p>
<p>(4) 津波</p> <p>津波は20cmから30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合でも、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。</p> <p>また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短い</p>	<p>(5) 津波</p> <p>ア 発令対象の被害</p> <p>津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。</p> <p>また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短</p>	<p>182</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ことから、少しでも早く避難する必要がある、沿岸地域に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。</p> <p>避難勧告等の基準に関しては、地震に伴う津波に関し、検討を行うこととなるが、「避難勧告等に関する作成ガイドライン」(平成29年1月)を参考とし、具体的な判断基準設定の考え方は、次の(1)～(2)のとおりとする。</p> <p>特に、実施責任者は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化するものとする。</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令する。</p> <p>(2) 避難指示(緊急)の発令対象区域</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、発令の対象とする区域が異なる。基本的な区分は以下のとおりであり、市町村毎に発令区域をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。</p> <p>ア 大津波警報</p> <p>最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>イ 津波警報</p> <p>海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。</p> <p>ウ 津波注意報</p> <p>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。</p> <p>また、津波の高さは、予想される1mより局所的に高くなることも想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象</p>	<p>いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。</p> <p>イ 発令対象区域の設定</p> <p>津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。</p> <p>なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。</p> <p>津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。</p> <p>発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p><u>区域を設定する必要がある。</u></p> <p>4. 警戒区域の設定 (略)</p> <p>5. 避難の誘導</p>	<p><u>①大津波警報の発表時</u> <u>最大クラスの津波※により浸水が想定される地域を対象とする。</u> <u>ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。</u> <u>※最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）</u></p> <p><u>②津波警報の発表時</u> <u>海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。</u> <u>津波の高さが高いところで 3 m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。</u> <u>ただし、津波の高さは、予想される高さ 3 m より局所的に高くなる場合も想定されるところから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。</u></p> <p><u>③津波注意報の発表時</u> <u>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで 1 m と予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域を対象とする。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。</u> <u>ただし、津波の高さは、予想される高さ 1 m より局所的に高くなる場合も想定されるところから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。</u> <u>また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。</u></p> <p>4. 警戒区域の設定 (略)</p> <p>5. 避難の誘導</p>	<p>P</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(1) 市町村等 市町村長等の避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>6. 避難所の開設及び収容 (1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設するものとする。 (新規)</p> <p>その際、指定避難所施設の開設に当たっては、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。 (新規)</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 (略)</p> <p>(3) 収容の対象者 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるお</p>	<p>(1) 市町村等 市町村長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。 (略)</p> <p><u>また、市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。</u> (略)</p> <p>6. 避難所の開設及び収容 (1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、<u>日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。 <u>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 (略)</p> <p>(3) 収容の対象者 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるお</p>	<p>P</p> <p>184</p> <p>185</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>そのある者並びに避難勧告、避難指示（緊急）が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。</p>	<p>そのある者並びに<u>避難指示が発令された</u>場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。</p>	186
<p>(4) 住民への周知 市町村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。 (新規)</p>	<p>(4) 住民への周知 市町村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。 <u>また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	186
<p>(略)</p> <p>(6) 避難者の把握、避難所開設の報告 市町村は、避難所を設置したときは、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告するものとする。 なお、避難所開設の報告にあたっては、あらかじめ定めていた「避難所開設報告書」により行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 避難者の把握、避難所開設の報告 市町村は、避難所を開設した場合に<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう</u>、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、<u>県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</u></p>	186
<p>(略)</p> <p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 避難所の管理運営 (略)</p>	
<p>エ 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努めるものとする。 また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。</p>	<p>エ 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、<u>得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。</u> <u>また、情報の把握に当たっては、市町村の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。</u></p>	187
<p>(項目の細分化)</p>	<p><u>オ</u> 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。</p>	187
<p><u>カ</u> 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時に</p>	<p><u>カ</u> 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時に</p>	187

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	P
	<p>において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。</p>		
	(新規)		
カ	(略)		187
	(新規)	<p><u>キ</u> 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p>	187
キ	(略)		187
ク	(略)		187
ケ	(略)		187
コ	(略)		188
サ	(略)		188
シ	(略)	<p><u>ス</u> 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	188
第12節 災害救助法の適用	(略)	<p><u>セ</u> 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	188
(1) 災害救助法の適用基準	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬	(略)	<p><u>オ</u> 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。</p>	193
	(略)		
	(略)		
	(略)		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>5. 遺体の収容 市町村は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。 なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。</p>	<p>5. 遺体の収容 市町村は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。 なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。</p>	198
<p>第15節 医療救護</p>	<p>第15節 医療救護</p>	
<p>2. 救護活動</p>	<p>2. 救護活動</p>	
<p>(3) 被災地内保健医療活動</p>	<p>(3) 被災地内保健医療活動</p>	
<p>ケ 医療施設への電気、ガス、水道の確保 知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。 また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。</p>	<p>ケ 医療施設への電気、ガス、水道の確保 知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。 また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。</p>	202
<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、<u>商工観光労働部</u>、（略））</p>	<p>第16節 食料調達・供給（県農林水産部、県健康福祉部、<u>県商工労働部</u>、（略））</p>	205
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
<p>2. 食料の調達</p>	<p>2. 食料の調達</p>	
<p>(1) 食料の確保（県知事公室、県健康福祉部、<u>県商工観光労働部</u>、県環境生活部）</p>	<p>(1) 食料の確保（県知事公室、県健康福祉部、<u>県商工労働部</u>、県環境生活部）</p>	205
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（新規）</p>	<p>（略）</p>	
	<p>第18節 <u>電源確保（県知事公室、県健康福祉部、市町村、関係機関）</u></p>	209
	<p><u>災害の発生により大規模停電が発生した場合、被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行うことを目的とする。</u></p>	
	<p><u>1. 電源車の配備</u></p>	209
	<p><u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第18節 生活必需品供給(県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工観光労働部</u>)</p> <p>3. 生活必需品の確保(県健康福祉部、<u>県商工観光労働部</u>、県環境生活部) (略)</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供(県健康福祉部、市町村) 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、<u>必要な生活必需品の品目や数量について、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。</u> (新規)</p>	<p><u>成するよう努めるものとする。</u> <u>また、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経済産業省等)や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。</u></p> <p>第19節 生活必需品供給(県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工労働部</u>)</p> <p>3. 生活必需品の確保(県健康福祉部、<u>県商工労働部</u>、県環境生活部) (略)</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供(県健康福祉部、<u>県商工労働部</u>、市町村) 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	<p></p> <p>210</p> <p>210</p> <p>211</p>
<p>第19節 救護物資要請・受入・配分</p> <p>2. 物資の要請</p> <p>(1) 国、他都道府県その他機関への要請 県が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、<u>県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。</u> なお、他県に対する要請は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づいて行うものとする。 (略)</p> <p>3. 受入・供給体制(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工観光労働部</u>、県農林水産部、市町村) (略)</p> <p>(2) 受入・供給体制の整備 市町村は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。</p>	<p>第20節 救護物資要請・受入・配分</p> <p>2. 物資の要請</p> <p>(1) 国、他都道府県その他機関への要請 県は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、被災地に供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。</u> なお、他県に対する要請は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づいて行うものとする。 (略)</p> <p>3. 受入・供給体制(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、<u>県商工労働部</u>、<u>県観光戦略部</u>、県農林水産部、市町村) (略)</p> <p>(2) 受入・供給体制の整備 市町村は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。</p>	<p>212</p> <p>212</p> <p>212</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>県は、県の物資集積拠点に管理責任者を配置し、市町村の物資集積拠点の管理責任者等と連携をして、市町村への輸送を円滑に行うものとする。</p>	<p>県は、県の物資集積拠点に管理責任者を常駐させるとともに、<u>パソコン、プリンター及び通信機器を設置し</u>、市町村の物資集積拠点の管理責任者等と連携をして、市町村への輸送を円滑に行うものとする。</p>	213
<p>県及び市町村は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送をするため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>県及び市町村は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送をするため、管理責任者として物流の実務者の配置、<u>必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有</u>など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。</p>	
<p>県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p>	<p>県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p>	
<p>第20節 住宅応急対策 (略)</p>	<p>第21節 住宅応急対策 (略)</p>	214
<p>2. 応急仮設住宅の供与 (1) 建設型応急住宅 ① 建設型応急住宅の建設 (略)</p>	<p>2. 応急仮設住宅の供与 (1) 建設型応急住宅 ① 建設型応急住宅の建設 (略)</p>	
<p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、将来的な集約や復旧・復興のあり方も考慮する。</p>	<p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、<u>所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。</u></p>	214
<p>(略) (新規)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新規)</p>	<p>5. <u>住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置</u> 県は、大規模又は甚大な被害が発生した場合、住宅の補修・再建に係る相談窓口を設置するとともに、相談ニーズのある人に対し、速やかに窓口の設置を周知することを目的として、ボランティア受付・派遣窓口となる社会福祉協議会と建築関係団体とが連携をとれるよう、平時から体制を整備する。</p>	215
<p>(新規)</p>	<p>6. <u>避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討</u></p>	215

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P												
<p>5. 災害救助法に基づく措置 (略)</p> <p>第21節 交通規制(県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株))</p> <p>1. 実施責任者 災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 651 779 842"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察 (公安委員会 警察署長 警察官)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交通規制の措置 (1) 道路管理者(県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)) (新規)</p> <p>道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。</p> <p>3. 交通規則の実施(県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株)) (1) 危険箇所の交通規制</p>	区 分	範 囲	道路管理者 (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路)	(略)	警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	(略)	<p><u>県及び市町村は、公営住宅などの募集案内の周知について、県ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。</u></p> <p>7. 災害救助法に基づく措置 (略)</p> <p>第22節 交通規制(県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、<u>熊本県道路公社</u>)</p> <p>1. 実施責任者 災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者<u>等</u>と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1086 651 1720 842"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者<u>等</u> (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路 <u>熊本県道路公社</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察 (公安委員会 警察署長 警察官)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交通規制の措置 (1) 道路管理者<u>等</u>(県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、<u>熊本県道路公社</u>) <u>ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u> <u>イ 道路管理者等</u>は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。</p> <p>3. 交通規則の実施(県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、<u>熊本県道路公社</u>) (1) 危険箇所の交通規制</p>	区 分	範 囲	道路管理者 <u>等</u> (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路 <u>熊本県道路公社</u>)	(略)	警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	(略)	<p>215</p> <p>216</p> <p>216</p> <p>216</p> <p>217</p>
区 分	範 囲													
道路管理者 (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路)	(略)													
警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	(略)													
区 分	範 囲													
道路管理者 <u>等</u> (国土交通大臣 知事 市町村長 西日本高速道路 <u>熊本県道路公社</u>)	(略)													
警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	(略)													

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。</p>	<p>道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者等又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。</p>	217
<p>4. 相互の連絡・協力（県土木部、県警察本部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)）</p>	<p>4. 相互の連絡・協力（県土木部、県警察本部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、<u>熊本県道路公社</u>）</p>	218
<p>道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。 (新規)</p>	<p>道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。</p>	218
	<p><u>5. 災害における交通マネジメント（県土木部、市町村、九州地方整備局）</u></p>	218
	<p><u>(1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。</u></p>	218
	<p><u>(2) 県は市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p>	218
	<p><u>(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p>	218
	<p><u>(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。</u></p>	218
	<p><u>※1 交通需要マネジメント</u></p>	
	<p><u>自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p>	
	<p><u>※2 交通システムマネジメント</u></p>	
	<p><u>道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組</u></p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 (略)	<u>6.</u> 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去 (略)	218
6. 災害時における車両の移動等 (略)	<u>7.</u> 災害時における車両の移動等 (略)	219
第22節 輸送(県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工観光労働部</u> 、(略))	第23節 輸送(県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工労働部</u> 、(略))	221
4. 救援物資の調達・輸送体制の構築(県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工観光労働部</u> 、関係機関) (略)	4. 救援物資の調達・輸送体制の構築(県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工労働部</u> 、関係機関) (略)	222
第23節 緊急通行車両確認 (略)	第24節 緊急通行車両確認 (略)	224
第24節 民間団体活用 (略)	第25節 民間団体活用 (略)	226
第25節 労務供給 (略)	第26節 労務供給 (略)	228
第26節 保健衛生 (略)	第27節 保健衛生 (略)	231
第27節 災害ボランティア連携 (略)	第28節 災害ボランティア連携 (略)	236
2 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略)	2 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略)	
(1) 県センター ア 目的 県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救助活動や各種の条件整備を図る。 (略)	(1) 県センター ア 目的 県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び <u>熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書</u> に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救助活動や各種の条件整備を図る。 (略)	236
(2) 被災地センター (略)	(2) 被災地センター (略)	
イ 設置主体	イ 設置主体	

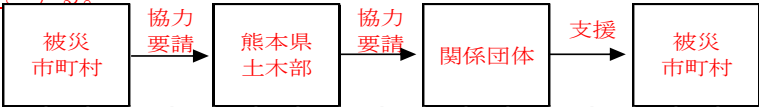
第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>市町村及び市町村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市町村単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。</p> <p>市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。</p> <p>なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。</p>	<p>市町村及び市町村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市町村単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。</p> <p>市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。</p> <p>なお、広域単位での設置の場合も考慮して、<u>平時から</u>近隣市町村や、近隣市町村社協等との<u>応援・連携体制</u>を構築しておく。</p>	238
<p>第28節 廃棄物処理</p>	<p>第29節 廃棄物処理</p>	241
<p>3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等</p> <p>(1) 市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、<u>確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、仮置場では、<u>1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理を踏まえ、候補地の選定に取り組むものとする。</u></p>	<p>3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等</p> <p>(1) <u>災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。</u></p> <p>また、仮置場候補地については、<u>周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。</u></p>	241
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><u>(3) 県及び市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。</u></p>	<p><u>(7 (1) に移動)</u></p>	
<p>4. 災害廃棄物処理の広域応援体制</p>	<p>4. 災害廃棄物処理の広域応援体制</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、<u>県及び市町村は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする</u></p>	<p>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 県及び市町村は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。</u></p>	242
<p>5. <u>災害廃棄物処理計画</u></p>	<p>5. 災害廃棄物<u>の</u>処理</p>	242
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><u>((7) を移動)</u></p>	<p><u>(4) 市町村は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の</u></p>	242

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(4) 市町村は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。 (新規)</p>	<p>仮置場の設置を行うものとする。 県は、市町村が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。 <u>(5) 市町村は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。 また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。</u></p>	242
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>	242
<p>(6) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。</p>	<p><u>(7) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集を行う。</u></p>	242
<p><u>(7) 市町村は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。 県は、市町村が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。</u></p>	<p><u>((4) に移動)</u></p>	
<p>(8) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認め時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する(一社)熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。 (新規)</p>	<p>(8) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認め時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、<u>「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく</u>他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する(一社)熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>	242
<p>(新規)</p>	<p><u>(9) 県は、災害廃棄物の発生状況や市町村の対応状況を踏まえ、市町村や民間事業者等のみでは収集運搬体制が十分に構築できず、自衛隊によるほか対応ができないと判断した場合、国(環境省)との調整の上、自衛隊に支援要望を行う。</u></p>	243
<p>(新規)</p>	<p><u>6. 堆積土砂処理計画</u> <u>(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆</u></p>	243

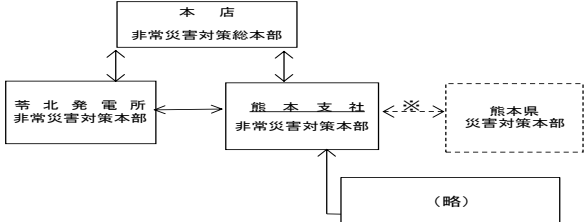
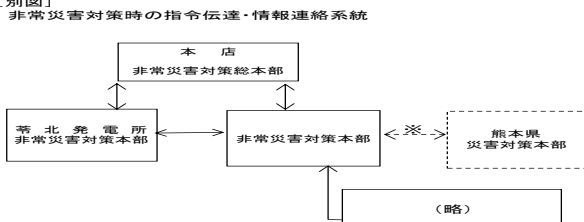
第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>6. し尿処理計画</p> <p>(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認め時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>	<p>積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。</p> <p>(3) 市町村は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。</p> <p>(4) 市町村は、必要に応じて堆積土砂の仮置き場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認め時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>  <p>7. し尿の処理</p> <p>(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認め時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</p>	<p>P</p> <p>243</p> <p>244</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
7. 廃棄物処理施設の応急復旧 (3 (3) を移動)	7. 廃棄物処理施設の応急復旧 (1) <u>県及び市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入 検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。</u>	244
(1) (略)	(2) (略)	244
(2) (略)	(3) (略)	244
(3) (略)	(4) (略)	244
第29節 文教対策 (略)	第30節 文教対策 (略)	245
第30節 障害物除去 (略)	第31節 障害物除去 (略)	247
第31節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、県農林水産部、県 企画振興部、 <u>県商工観光労働部</u> 、県教育庁、九州旅客鉄道(株)熊本支社、 九州地方整備局、西日本高速道路(株)、市町村)	第32節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、県農林水産部、県 企画振興部、 <u>県商工労働部</u> 、 <u>県観光戦略部</u> 、県教育庁、九州旅客鉄道(株) 熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、 <u>熊本県道路公社</u> 、市町 村)	249
1 公共土木施設（県土木部、九州地方整備局、市町村）	1 公共土木施設（県土木部、九州地方整備局、 <u>熊本県道路公社</u> 、市町村）	249
(1) 実施機関	(1) 実施機関	
ウ 道路	ウ 道路	
(エ) 高速道路等については西日本高速道路(株) (新規)	(エ) 高速道路等については、 <u>国土交通省</u> 、西日本高速道路(株) <u>(オ) 松島有料道路については、熊本県道路公社</u>	249 249
エ 砂防	エ 砂防	
(ア) <u>川辺川直轄砂防</u> 施行区域は国土交通省	(ア) <u>川辺川・阿蘇山直轄砂防</u> 施行区域は国土交通省	249
(イ) その他区域は県	(イ) その他区域は県	
第32節 農林水産応急対策 (略)	第33節 農林水産応急対策 (略)	253
第33節 畜産・酪農業応急対策 (略)	第34節 畜産・酪農業応急対策 (略)	254
第34節 通信施設災害応急対策 (略)	第35節 通信施設災害応急対策 (略)	257
第35節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支社 九州電力送配電株式会社熊本支社)	第36節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支店、 九州電力送配電株式会社熊本支社)	260

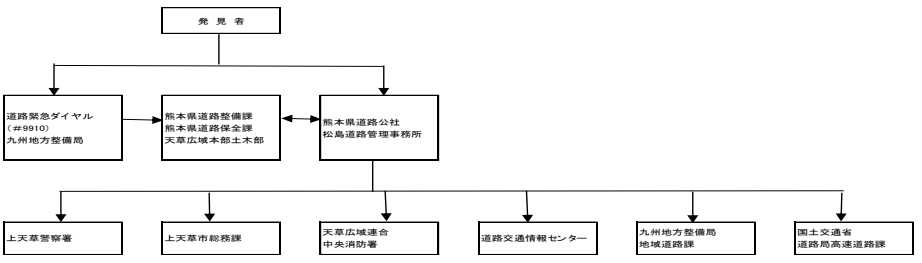
第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支社（以下「九電熊本支社」という）及び、九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九電送配熊本支社」という）が荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。</p> <p>電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支社及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。</p> <p>1. 電力施設の状況（2019年3月末）</p> <p>熊本支社管内の電力施設は86変電所（979万kVA）、25発電所（203万kW）、送電線（亘長1,772km）及び配電線（亘長21,695km）がある。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」（別図）のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>  <p>(※) 熊本支社非常災害対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所</p>	<p>熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九電熊本支店」という）及び、九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九電送配熊本支社」という）が荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。</p> <p>電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支店及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。</p> <p>本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。</p> <p>1. 電力施設の状況（2020年3月末）</p> <p>熊本支社管内の電力施設は26発電所（204万kW）、88変電所（984万kVA）、送電線（亘長1,346km）及び配電線（亘長21,927km）がある。</p> <p>2. 応急対策の方法</p> <p>台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」（別図）のとおり本店に非常災害対策総本部、支店には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>[別図] 非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統</p>  <p>(※) 非常災害対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所</p>	<p>P</p> <p>260</p> <p>260</p> <p>261</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第36節 ガス施設応急対策 (略)</p>	<p>第37節 ガス施設応急対策 (略)</p>	262
<p>第37節 石油供給 1. 重要施設への燃料供給 (1) 地域レベルでの燃料供給 大規模災害発生時、各重要施設管理者は、県に対し燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。</p>	<p>第38節 石油供給 1. 重要施設への燃料供給 (1) 地域レベルでの燃料供給 大規模災害発生時、各重要施設管理者は、県に対し燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。</p>	266
<p>(新規)</p>	<p><u>なお、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p>	266
<p>(2) 国レベルでの燃料供給 さらに大規模な災害の場合、災害対策基本法に基づく政府非常災害対策本部において燃料供給の調整が開始されるとともに、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施され、石油業界における共同の燃料供給体制が構築される。</p>	<p>(2) 国レベルでの燃料供給 <u>地域レベルでの燃料供給が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府災害対策本部、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対して燃料供給を要請することができる。</u></p>	266
<p><u>この体制下では、県は、地域レベルでの燃料供給が困難な場合、政府非常災害対策本部に対して燃料供給を要請することができる。</u></p>		
<p><u>要請を受けた政府非常災害対策本部は、資源エネルギー庁に対して燃料供給を要請し、石油業界関係者を経て燃料供給を実施する。</u></p>		
<p>2. 重要施設の燃料供給の流れ (新規)</p>	<p>2. 重要施設の燃料供給の流れ <u>(1)「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合</u></p>	266
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新規)</p>	<p><u>(2)「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合</u></p>	267

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第38節 九州自動車道等災害対策</p> <p>県内の九州自動車道、南九州西回り自動車道及び松島有料道路（以下「高速道路等」という。）における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。</p> <p>6. 情報連絡体制</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>災害時における情報の連絡系統は次のとおりとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第39節 九州縦貫自動車道等災害対策</p> <p>県内の九州縦貫自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道（以下「高速道路等」という。）及び松島有料道路における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。</p> <p>6. 情報連絡体制</p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>災害時における情報の連絡系統は次のとおりとする。</p> <p>【高速道路等】</p> <p>(略)</p> <p>【松島有料道路】</p> 	<p>P</p> <p>268</p> <p>269</p> <p>269</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																														
<p>別紙1 (追加)</p>	<p>別紙1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">連絡窓口</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td>道路整備課</td> <td>096-333-2497</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>道路保全課</td> <td>096-333-2503</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>天草広域本部土木部</td> <td>0969-22-4143</td> </tr> <tr> <td>熊本県道路公社</td> <td>松島道路管理事務所</td> <td>0969-28-3331</td> </tr> <tr> <td>熊本県警察本部</td> <td>上天草警察署</td> <td>0964-56-0110</td> </tr> <tr> <td>上天草市</td> <td>総務課</td> <td>0964-56-1111</td> </tr> <tr> <td>天草広域連合</td> <td>中央消防署</td> <td>0969-22-3219</td> </tr> <tr> <td>九州地方整備局</td> <td>地域道路課</td> <td>092-471-6331</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>高速道路課</td> <td>03-5253-8491</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	電話番号	熊本県	道路整備課	096-333-2497	熊本県	道路保全課	096-333-2503	熊本県	天草広域本部土木部	0969-22-4143	熊本県道路公社	松島道路管理事務所	0969-28-3331	熊本県警察本部	上天草警察署	0964-56-0110	上天草市	総務課	0964-56-1111	天草広域連合	中央消防署	0969-22-3219	九州地方整備局	地域道路課	092-471-6331	国土交通省	高速道路課	03-5253-8491	270
機関名	連絡窓口	電話番号																														
熊本県	道路整備課	096-333-2497																														
熊本県	道路保全課	096-333-2503																														
熊本県	天草広域本部土木部	0969-22-4143																														
熊本県道路公社	松島道路管理事務所	0969-28-3331																														
熊本県警察本部	上天草警察署	0964-56-0110																														
上天草市	総務課	0964-56-1111																														
天草広域連合	中央消防署	0969-22-3219																														
九州地方整備局	地域道路課	092-471-6331																														
国土交通省	高速道路課	03-5253-8491																														
<p>第39節 金融応急対策 (略)</p>	<p>第40節 金融応急対策 (略)</p>	272																														
<p>第40節 物価安定対策 (略)</p>	<p>第41節 物価安定対策 (略)</p>	275																														
<p>第41節 建築物・宅地等応急対策 大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。</p>	<p>第42節 建築物・宅地等応急対策 大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、<u>石綿対策体制や</u>、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。</p>	276																														
<p>1. 被災建築物への対応 (1) 県は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。</p> <p>ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格又は同等の規格）を備蓄し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。 マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）に協力を要請するものとする。</p> <p>イ (略)</p>	<p>1. 被災建築物への対応 (1) 県は、<u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や</u>、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。</p> <p>ア 使い捨ての防じんマスク（DS2規格又は同等の規格）を備蓄し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。 マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）<u>等</u>に協力を要請するものとする。</p> <p>イ (略)</p>	276																														

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(新規)</p> <p>ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付け石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、<u>特に飛散性の高いレベル1、2の建材の有無が適切に調査されているかについて重点的に確認するものとする。</u></p> <p>なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。</p> <p>エ (略)</p>	<p>ウ <u>被災地域において倒壊・損壊した建築物等から吹付け石綿が露出していないか調査を行う。調査の際は各種台帳（アスベスト調査台帳、建築物確認台帳等）を活用し、可能な限り速やかに実施する。調査は目視、簡易判定及び機器等によって行い、必要に応じてアスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家に同行を求め、実効性を高める。調査の結果、吹付け材が露出しており石綿の飛散が疑われる場合は、当該建築物の所有者又は管理者に連絡し、応急対応を求めるものとする。</u></p> <p>エ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付け石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。<u>特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。</u></p> <p>なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。</p> <p>オ (略)</p>	<p>276</p> <p>276</p> <p>276</p>
<p>第4章 災害復旧・復興</p>	<p>第4章 災害復旧・復興</p>	<p>287</p>
<p>第5節 被災農林漁業の経営安定（県農林水産部）</p> <p>被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。</p> <p>(新規)</p> <p>第7節 被災者自立支援対策</p> <p>3. 罹災証明書の交付</p>	<p>第5節 被災農林漁業の経営安定（県農林水産部）</p> <p>被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、<u>必要に応じ、補助金の創設や、</u>必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。</p> <p><u>また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。</u></p> <p><u>なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。</u></p> <p>第7節 被災者自立支援対策</p> <p>3. 罹災証明書の交付</p>	<p>287</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(1) 早期交付のための体制確立</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。</p>	<p>(1) 早期交付のための体制確立</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするものとする。</p> <p><u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。</p>	<p>P</p> <p style="text-align: center;">289</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前												修正後												P		
第1章 総則													第1章 総則													
第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害													第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害													
1. 地勢													1. 地勢													
(略)													(略)													
活断層名		(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率									活断層名		(略)	(略)	30年以内に地震が発生する確率									297
緑川断層帯		(略)	(略)	ほぼ0.04%～0.09%以下									緑川断層帯		(略)	(略)	0.04%～0.09%以下									
万年山－崩平山断層帯		(略)	(略)	0.003%以下									万年山－崩平山断層帯		(略)	(略)	0.004%以下									
[出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2018年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]													[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和3年1月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]													
2. 社会的条件とその変化													2. 社会的条件とその変化													
(略)													(略)													
(1) 人口の集中度													(1) 人口の集中度													
本県の人口は、平成22年10月現在1,817,426人でこのうち734,474人（約40%）が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市には1,461,794人（約80%）が集中している。（H22国勢調査より）													本県の人口は、平成27年10月現在1,786,170人でこのうち740,822人（約40%）が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市には1,440,120人（約80%）が集中している。（H27国勢調査より）													297
(略)													(略)													
4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）													4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）													
(略)													(略)													
年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	308		
2019年	熊本	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46	2019年	熊本	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46			
平成31年	阿蘇山	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18	令和元年	阿蘇山	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18			
	人吉	9	6	1	0	0	0	0	0	0	16		人吉	9	6	1	0	0	0	0	0	0	16			
	牛深	7	3	2	0	0	0	0	0	0	12		牛深	7	3	2	0	0	0	0	0	0	12			
	2020年	熊本	16	4	1	0	0	0	0	0	0		21	2020年	熊本	16	4	1	0	0	0	0	0	0	21	
令和2年	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	0	0	0	7	令和2年	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	0	0	0	7			
	人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4		人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4			
	牛深	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6		牛深	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6			

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P																																												
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 建築物等災害予防</p> <p>3. 宅地の災害予防対策</p> <p>県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化の実施に努めるものとする。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成に努める。</p> <p>第2節 地震観測施設等整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 気象庁の観測施設</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 気象庁震度観測局一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地域名称</th> <th>市町村名称</th> <th>震度発表名称</th> <th>観測施設名</th> <th>観測点所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県阿蘇(地方)</td> <td>南阿蘇村</td> <td>南阿蘇村中松</td> <td>計測震度計</td> <td>阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山特別地域気象観測所)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p> <p>県内には独立行政法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち20箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測局</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>八代</td> <td>八代市松江城町1-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 県の観測施設</p> <p>県は、次のとおり県内74箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に震度計を設置し、気象庁(熊本地方気象台)及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。</p>	地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地	熊本県阿蘇(地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山特別地域気象観測所)	No.	観測局	設置場所			(略)	12	八代	八代市松江城町1-10			(略)	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 建築物等災害予防</p> <p>3. 宅地の災害予防対策</p> <p>県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める</u>。また、<u>県及び市町村は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。</u></p> <p>第2節 地震観測施設等整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 気象庁の観測施設</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 気象庁震度観測局一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地域名称</th> <th>市町村名称</th> <th>震度発表名称</th> <th>観測施設名</th> <th>観測点所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県阿蘇(地方)</td> <td>南阿蘇村</td> <td>南阿蘇村中松</td> <td>計測震度計</td> <td>阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山地震火山観測施設)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p> <p>県内には独立行政法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>観測局</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>八代</td> <td>八代市新地町4-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 県の観測施設</p> <p>県は、次のとおり県内73箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に震度計を設置し、気象庁(熊本地方気象台)及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。</p>	地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地	熊本県阿蘇(地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山地震火山観測施設)	No.	観測局	設置場所			(略)	12	八代	八代市新地町4-1			(略)	<p>P</p> <p>315</p> <p>316</p> <p>317</p> <p>317</p>
地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地																																										
熊本県阿蘇(地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山特別地域気象観測所)																																										
No.	観測局	設置場所																																												
		(略)																																												
12	八代	八代市松江城町1-10																																												
		(略)																																												
地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地																																										
熊本県阿蘇(地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山地震火山観測施設)																																										
No.	観測局	設置場所																																												
		(略)																																												
12	八代	八代市新地町4-1																																												
		(略)																																												

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				P																
No.	震度発表名称	設置場所		No.	震度発表名称	設置場所																		
		(略)				(略)																		
2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所		2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本1071 坂本支所																		
		(略)				(略)																		
55	益城町宮園	益城町大字宮園702 益城町役場		55	益城町 <u>惣領</u>	益城町 <u>惣領1470</u> 益城町 <u>保健福祉センター</u>																		
		(略)				(略)																		
<p>第4節 防災知識普及</p> <p>1. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>オ 平時の心得</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(シ) (略)</p> <p>(ス) (略)</p> <p>(セ) (略)</p>				<p>第4節 防災知識普及</p> <p>1. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>オ 平時の心得</p> <p>(略)</p> <p><u>(シ) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>(ス)</u> (略)</p> <p><u>(セ)</u> (略)</p> <p><u>(ソ)</u> (略)</p>																				
<p>第10節 電力施設災害予防（九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社）</p> <p>3. 緊急用資機材及び人員の確保</p> <p>災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九電熊本支社及び九電送配熊本支社以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。</p>				<p>第10節 電力施設災害予防（九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社）</p> <p>3. 緊急用資機材及び人員の確保</p> <p>災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九電熊本支店及び九電送配熊本支社以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。</p>				321 321 321 321 330																
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表</td> <td>人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表	人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課	(略)	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表</td> <td>人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 <u>観光交流政策課</u> 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表	人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 <u>観光交流政策課</u> 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課	(略)	330 330 344
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																					
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表	人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課	(略)																					
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																					
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報 の発表	人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 <u>観光交流政策課</u> 農林水産政策課 監 理 課 広報グループ 市町村課 危機管理防災課・消防保安課 道路保全課 道路整備課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課	(略)																					

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				P		
第2節 地震・津波情報伝達 2. 大津波警報・津波警報・注意報 (略)				第2節 地震・津波情報伝達 2. 大津波警報・津波警報・注意報 (略)				345		
津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。				津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。				346		
(略)				(略)						
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表	定性的表現での発表				数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	陸域に津波が到達及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	
		10m (5m<高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P																																																
<p>3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ウ 津波に関する情報</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="141 475 1059 710"> <thead> <tr> <th>津波の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="141 794 891 954"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p>	津波の種類	発表内容	(略)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	<p>3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ウ 津波に関する情報</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1081 475 2000 710"> <thead> <tr> <th>津波の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>沿岸で観測された津波の</u>最大波の発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1081 794 1832 954"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略) (削除)</p>	津波の種類	発表内容	(略)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	<p>351</p> <p>352</p>
津波の種類	発表内容																																																	
(略)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
津波警報	(略)	(略)																																																
津波注意報	(略)	(略)																																																
津波の種類	発表内容																																																	
(略)	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																
大津波警報	(略)	(略)																																																
津波警報	(略)	(略)																																																
津波注意報	(略)	(略)																																																

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)			<u>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※(注))の発表内容</u>			352
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	
大津波警報	(略)	(略)	大津波警報	(略)	(略)	
津波警報	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	
津波注意報	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	
(新規)			<u>(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u>			
第3節 公共施設応急復旧(県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、県企画振興部、 <u>県商工観光労働部</u> 、市町村)			第3節 公共施設応急復旧(県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、県企画振興部、 <u>県商工労働部</u> 、市町村)			364
(略)			(略)			
第6節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社)			第6節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支店、九州電力送配電株式会社熊本支社)			371
2. 応急対策の方法			2. 応急対策の方法			
(略)			(略)			
(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力			(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力			
県災害対策本部等の情報収集は、九電熊本支社及び、九電送配熊本支社非常災害対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。			県災害対策本部等の情報収集は、九電熊本支店及び、九電送配熊本支社非常災害対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。			371
電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。			電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。			
(略)			(略)			
第9節 ダム等管理計画(県土木部、県農林水産部、県企業局、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発)			第9節 ダム等管理計画(県土木部、県農林水産部、県企業局、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発)			380

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>第4節 ダム等管理（県農林水産部、県土木部、県企業局、市町村、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発株）</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>（2）知事が管理するダムの操作は、次により行う。</p> <p>ア 市房ダムについては、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づく、市房ダム操作規則（昭和53年3月17日建設省訓令第2号）及び同細則の定めるところにより、洪水調整を行う。</p>	<p>第4節 ダム等管理（県農林水産部、県土木部、県企業局、市町村、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発株）</p> <p>3. 管理の方法</p> <p>（2）知事が管理するダムの操作は、次により行う。</p> <p>ア 市房ダムは、特定多目的ダム法に基づく、市房ダム操作規則（昭和53年3月17日建設省訓令第2号）及び同細則の定めるところにより洪水調節を行う。</p>	<p>390</p> <p>390</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 阿蘇火山噴火対策</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>ア 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。</p> <p>火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。</p> <p>(略)</p> <p>・噴火予報 福岡管区气象台が、<u>警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</p> <p>火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合、<u>又は噴火警報を解除する場合に噴火予報を用いて発表。</u></p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>ア 降灰予報 (定時)</p> <p>・噴火警報発表中の火山で、<u>予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。</u></p> <p>・<u>噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。</u></p> <p>・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>イ 降灰予報 (速報)</p> <p>・噴火が発生した火山に対して、<u>直ちに発表。</u></p> <p>・発生した噴火により降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想され</p>	<p>第1節 阿蘇火山噴火対策</p> <p>2. 災害予防対策</p> <p>(1) 火山現象の予報及び警報</p> <p>ア 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。</p> <p>火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。</p> <p>(略)</p> <p>・噴火予報 福岡管区气象台が、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)</p> <p>火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合、<u>に発表される。</u></p> <p>(2) 降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>ア 降灰予報 (定時)</p> <p>・噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。</u></p> <p>(削除)</p> <p>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>イ 降灰予報 (速報)</p> <p>・噴火が発生した火山、<u>(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u></p> <p>・噴火発生から1時間以内に予想される、<u>降灰量分布や小さな噴石の落</u></p>	<p></p> <p></p> <p>395</p> <p></p> <p>396</p> <p></p> <p>396</p> <p></p> <p>396</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>る場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、<u>より精度の高い降灰量の予報を行い発表。</u> ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、<u>市区町村を明示して提供。</u> <p>（略）</p>	<p>下範囲を提供。</p> <p><u>（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</u></p> <p><u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山（注2）に対して、<u>降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p><u>（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u></p> <p><u>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p><u>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</u></p>	<p>396</p>
<p>（4）火山現象に関する情報の種類</p> <p>（略）</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p>	<p>（4）火山現象に関する情報の種類</p> <p>（略）</p> <p>ア 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> また、現時点では、<u>噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝</u></p>	<p>397</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>(略)</p> <p>ウ 火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や「防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的</u>に発表する。</p> <p>(略)</p>	397
<p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <p>(略)</p>	397
<p>3. 災害応急対策</p> <p>2. 警戒避難</p> <p>(1) <u>避難の勧告及び指示</u></p> <p>関係市町村は、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは<u>避難先を明示して立退勧告又は指示</u>をするものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火警戒レベル4又は5における<u>避難勧告等</u>の発令基準等は阿蘇火山広域避難計画に定める。</p>	<p>3. 災害応急対策</p> <p>2. 警戒避難</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p> <p>関係市町村は、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して<u>避難指示を発令</u>するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火警戒レベル4又は5における<u>避難指示等</u>の発令基準等は阿蘇火山広域避難計画に定める。</p>	403

第6編 航空機災害対策編

修正前		修正後		P																																																																				
<p>第1節 航空機災害応急対策</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>		<p>第1節 航空機災害応急対策</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>		421																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機 関 名 (順不同)</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方自治体</td> <td>11 熊本県 医療政策課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空運送事業者</td> <td>35 ジェットスター・ジャパン(株) 安全保安管理本部</td> <td>282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>39 香港航空 南九州支店</td> <td>889-6404 霧島市溝辺麗1355-4</td> </tr> <tr> <td>空港内事業者</td> <td>41 熊本空港ビルディング(株) 危機管理室</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>44 (新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>45 (新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			機 関 名 (順不同)		所 在 地		(略)		地方自治体	11 熊本県 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1		(略)		航空運送事業者	35 ジェットスター・ジャパン(株) 安全保安管理本部	282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル		(略)			39 香港航空 南九州支店	889-6404 霧島市溝辺麗1355-4	空港内事業者	41 熊本空港ビルディング(株) 危機管理室	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2		(略)			44 (新規)			45 (新規)			(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機 関 名 (順不同)</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方自治体</td> <td>11 熊本県 健康福祉部 健康局 医療政策課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空運送事業者</td> <td>35 ジェットスター・ジャパン(株) 事業・戦略本部</td> <td>282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>39 香港エクスプレス</td> <td>812-0851 福岡市博多区青木739 国際線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港内事業者</td> <td>44 熊本空港給油施設(株)</td> <td>869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45 センコー(株) 九州主管支店 空港営業所</td> <td>869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1</td> </tr> </tbody> </table>			機 関 名 (順不同)	所 在 地		(略)		地方自治体	11 熊本県 健康福祉部 健康局 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1		(略)		航空運送事業者	35 ジェットスター・ジャパン(株) 事業・戦略本部	282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル		(略)			39 香港エクスプレス	812-0851 福岡市博多区青木739 国際線		(削除)			(略)		空港内事業者	44 熊本空港給油施設(株)	869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1		45 センコー(株) 九州主管支店 空港営業所
	機 関 名 (順不同)	所 在 地																																																																						
	(略)																																																																							
地方自治体	11 熊本県 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																						
	(略)																																																																							
航空運送事業者	35 ジェットスター・ジャパン(株) 安全保安管理本部	282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル																																																																						
	(略)																																																																							
	39 香港航空 南九州支店	889-6404 霧島市溝辺麗1355-4																																																																						
空港内事業者	41 熊本空港ビルディング(株) 危機管理室	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2																																																																						
	(略)																																																																							
	44 (新規)																																																																							
	45 (新規)																																																																							
	(略)																																																																							
	機 関 名 (順不同)	所 在 地																																																																						
	(略)																																																																							
地方自治体	11 熊本県 健康福祉部 健康局 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																						
	(略)																																																																							
航空運送事業者	35 ジェットスター・ジャパン(株) 事業・戦略本部	282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル																																																																						
	(略)																																																																							
	39 香港エクスプレス	812-0851 福岡市博多区青木739 国際線																																																																						
	(削除)																																																																							
	(略)																																																																							
空港内事業者	44 熊本空港給油施設(株)	869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1																																																																						
	45 センコー(株) 九州主管支店 空港営業所	869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1																																																																						
<p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消化救難活動に関する協定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市、菊陽町、益城町、大津町、西原村 ・ 菊池広域連合消防本部 ・ 熊本県防災消防航空センター ・ 熊本空港消火救難隊 ・ 全日本空輸(株) ・ 日本航空(株) ・ (株)ソラシドエア ・ 九州産交ツーリズム(株) ・ 熊本空港ビルディング(株) ・ 熊本給油施設(株) ・ 熊本空港警備(株) ・ センコー(株) ・ (一財)航空保安協会熊本第二事務所 ・ 西鉄エアサービス(株) ・ ANAラインメンテナンステクニクス(株) ・ (株)エスエーエス 		<p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消化救難活動に関する協定」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市、菊陽町、益城町、大津町、西原村 ・ 菊池広域連合消防本部 ・ 熊本県防災消防航空センター ・ 熊本空港消火救難隊 ・ 全日本空輸(株) ・ 日本航空(株) ・ (株)ソラシドエア ・ 九州産交ツーリズム ・ 熊本給油施設(株) ・ 熊本空港警備(株) ・ センコー ・ (一財)航空保安協会熊本第二事務所 ・ 西鉄エアサービス(株) ・ ANAラインメンテナンステクニクス(株) ・ (株)エスエーエス 		422																																																																				

第7編 特殊災害対策編

修正前		修正後		P																				
第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱		第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱																						
第1節 防災関係機関		第1節 防災関係機関																						
(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)		(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)																						
ウ 九州電力株式会社(熊本支社)及び九州電力送配電株式会社(熊本支社)		ウ 九州電力株式会社熊本支店及び九州電力送配電株式会社熊本支社		428																				
第4章 災害予防対策		第4章 災害予防対策																						
第3節 危険物等の保安		第3節 危険物等の保安																						
1. 企業における自主管理の徹底		1. 企業における自主管理の徹底																						
関係企業は、その所有、管理に係る危険物施設が消防法、高圧ガス取締法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理の徹底を期するものとする。 (新規)		関係企業は、その所有、管理に係る危険物施設が消防法、高圧ガス保安法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理の徹底を期するものとする。 <u>また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u>		431																				
第5章 災害応急対策		第5章 災害応急対策																						
第2節 組織動員		第2節 組織動員																						
1. 防災関係機関 (略)		1. 防災関係機関 (略)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>主要所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉対策部</td> <td>6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及び斡旋に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働対策部</td> <td>1. 日用品等生活必需品の調達及びあつ旋に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農林水産対策部</td> <td>1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。</td> </tr> <tr> <td>土木対策部</td> <td>1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及び斡旋に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		対策部名	主要所掌事務	健康福祉対策部	6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及び 斡旋 に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。	商工観光労働対策部	1. 日用品等生活必需品の調達及び あつ旋 に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。	農林水産対策部	1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。	土木対策部	1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及び 斡旋 に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>主要所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉対策部</td> <td>6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及びあつ旋に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。</td> </tr> <tr> <td>商工労働対策部</td> <td>1. 日用品等生活必需品の調達及びあつ旋に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。</td> </tr> <tr> <td>農林水産対策部</td> <td>1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。</td> </tr> <tr> <td>土木対策部</td> <td>1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及びあつ旋に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		対策部名	主要所掌事務	健康福祉対策部	6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及び あつ旋 に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。	商工労働対策部	1. 日用品等生活必需品の調達及び あつ旋 に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。	農林水産対策部	1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。	土木対策部	1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及び あつ旋 に関すること。	435
対策部名	主要所掌事務																							
健康福祉対策部	6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及び 斡旋 に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。																							
商工観光労働対策部	1. 日用品等生活必需品の調達及び あつ旋 に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。																							
農林水産対策部	1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。																							
土木対策部	1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及び 斡旋 に関すること。																							
対策部名	主要所掌事務																							
健康福祉対策部	6. 救急医療及び防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品、その他衛生関係資材の調達及び あつ旋 に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。																							
商工労働対策部	1. 日用品等生活必需品の調達及び あつ旋 に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。																							
農林水産対策部	1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。																							
土木対策部	1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達及び あつ旋 に関すること。																							